

平成26年白老町議会定例会12月会議会議録（第2号）

平成26年12月10日（火曜日）

開 議 午前 10時00分

散 会 午後 3時37分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 氏家裕治君 | 2番 吉田和子君 |
| 3番 斎藤征信君 | 4番 大淵紀夫君 |
| 5番 松田謙吾君 | 7番 西田祐子君 |
| 8番 広地紀彰君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 | 11番 山田和子君 |
| 12番 本間広朗君 | 13番 前田博之君 |
| 14番 及川保君 | 15番 山本浩平君 |

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

| | |
|----------|----------|
| 14番 及川保君 | 1番 氏家裕治君 |
| 2番 吉田和子君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|-------|
| 町 長 | 戸田安彦君 |
| 副 町 長 | 白崎浩司君 |
| 教 育 長 | 古俣博之君 |
| 理 事 | 山本誠君 |
| 総合行政局長 | 岩城達己君 |
| 総合行政局財政担当課長 | 安達義孝君 |
| 総合行政局企画担当課長 | 高橋裕明君 |
| 総務課長 | 大黒克己君 |

| | |
|----------------|-------|
| 生活環境課長 | 竹田敏雄君 |
| 生活環境課町民活動担当課長 | 中村英二君 |
| 産業経済課長 | 石井和彦君 |
| 健康福祉課長 | 長澤敏博君 |
| 健康福祉課高齢者介護担当課長 | 田尻康子君 |
| 上下水道課長 | 田中春光君 |
| 会計課長・会計管理者 | 熊倉博幸君 |
| 教育課長 | 高尾利弘君 |
| 病院事務長 | 野宮淳史君 |
| 消防長 | 中村諭君 |
| 監査委員 | 菅原道幸君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 岡村幸男君 |
| 主幹 | 本間弘樹君 |

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き、会議を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、議長において、14番、及川保議員、1番、氏家裕治議員、2番、吉田和子議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

通告順に従って発言を許可いたします。

◇ 吉田和子君

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員、登壇願います。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田和子でございます。通告順に従いまして質問をいたします。

1項目、介護保険制度について。団塊の世代が75歳以上になる2025年へ向けて高齢者が住みなれた地域、在宅も含めて医療や介護、住まい、生活支援など必要なサービスを一体的に受けられるようにする。完成すると24時間の定期巡回と高齢者一人一人に寄り添った世界でも例を見ないサービスが中学校区域ごと単位で実施されるようになるこの地域包括ケアシステムですが、構築していく上でこの10年間本場にいろいろな問題があり解決しなければならない重要な課題がたくさんあります。その中で今一番にいわれているのが介護職の人材確保であると言われていいます。そこで次の4点について伺っていきます。

1点目、白老町において介護サービス提供における人材確保と不足の状況がないのか伺います。

2点目、介護職員の人材確保には処遇改善の中で賃金の引き上げが必要とされ、国も2015年度より介護報酬の処遇改善加算を拡充することとしているがどのように改善されるのか伺います。

3点目、認知症高齢者が入所するグループホームの夜間の介護体制を強化するため報酬上乘せ方針を出していますが白老町における現状と今後の課題について伺います。

4点目、白老町における第6期介護保険事業計画ができ上がる時期、第1号被保険者の介護保険料の動向・見直しがどのようになるのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 介護保険制度についてのご質問であります。1項目めの介護職員の人材確保と不足の状況についてであります。介護保険サービスの充実を図るためには介護職員の人材確保が重要であると捉えております。そのため介護職員の人材確保を目指し毎年度白老町社会

福祉協議会では介護職員初任者研修の講座を開設し人材育成に努めております。しかし町内の各事業所では介護職員の賃金基準は保持しておりますが、人員に余力がなくシフト体制は厳しい状況にあり人材確保に苦慮しているのが現状であります。

2項目めの 2015 年度改正の介護報酬の処遇改善加算についてであります。現在国では介護人材の処遇改善充実に向け処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、さらなる介護職員の資質の向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象としさらなる上乘せ評価を行うための区分を新設する見通しであります。

3項目めの認知症グループホームの夜間体制強化のための報酬上乘せに対する白老町の現状と今後の課題についてであります。現行の夜間体制強化のための報酬上乘せ基準はユニットごとに介護職員を1名配置することに加え、さらに1名以上配置した場合に上乘せが可能となります。しかし町内の各認知症グループホームではユニットごと1名を超える人員配置について現行の報酬上乘せでは人材確保や人件費の観点から困難な現状にあります。なお国では夜間体制強化のため評価対象外の宿直職員による夜間の加配を新たに評価する議論がされており、今後示される具体的な改正基準に注視してまいります。

4項目めの第6期介護保険事業計画策定期と第1号被保険者の介護保険料の見直しについてであります。第6期介護保険事業計画策定期は概要版を12月下旬、完成版を3月下旬の予定としております。また介護保険料については現在算定作業を実施している最中でありま

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田でございます。人材確保について伺ってまいりたいと思います。現在介護職員は全国で153万人いるとされています。団塊の世代が75歳になる2025年には237万人から249万人が必要とされています。100万人近く不足するというふうにいわれています。介護分野の有効求人倍率本年3月2.08倍、全ての倍率を見ると0.99倍ですので約2倍の不足があるということです。年収においても全産業の水準は324万円、介護年収は218万円と月10万円の差があり、介護職員の離職率17%、全産業では14.8%上回っています。国は介護職員の処遇改善等により人材確保に取り組むとしていますが白老町における、先ほどありました人員には余力がないけれども人員基準は何とか保持しているということなのですが、これから受給者もふえていきますし配置率も多くなると思いますが、白老町における2025年に必要な人員の数は推計されていますか。もし推計されていればその数を伺いたいと思います。

またその推計と介護を受ける人数がどれくらいなるかというのがわかれば教えていただきたいと思

また人材の育成のあり方について町としての考え方。10年間に完成をさせるというケアシステムなのですが今から取り組まないと間に合わないということでもあります。特にそういった中で町としてその10年間の間にどのような形で進めていくのかという考え方があるかどうかその点が1つ。事業者の努力それが今後必要になってくると思います。それから相談体制、包括支援センターを中心に事業者を集めて、以前に政策研究会で事業者を集めて人材それからサービスを受ける人たちがばらつかないように、事業者が先行困ってやめてしまうことがないような協議会を開くべきだということを提案してはいたしましたが、その後どのような検討をされ事業者との懇談、

指導体制、アドバイス等をやっていたのかどうか、また必要ではないと捉えているかどうかそのことをお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） まず今後地域包括ケアシステム構築することも含めましての人員の数値の推計値だとか介護を受ける人数の推計のご質問の関係ですけれども、現在押さえておりませんが今後来年度以降で新たな総合事業を組み立てるに当たって、当然現状では町内の各事業所では人員はギリギリの人数で運営しておりますので補充しなければいけないという現状がございます。そのあたりも含めまし、来年度以降検討していく中でどれだけの人数が必要なのかということも問題・課題を洗い出しながら検討していきたいと思っております。

またそれとあわせまして人材育成の町の考え方でございますけれども、これものまた来年度以降総合事業を組み立てるに当たっては今原課のほうで考えておりますのは、町内の各事業所または関係機関と行政中心で協議をする場を設ける考えでおります。当然その中には人員の確保の問題も浮上してくることになると思いますし、またそのあたりも行政と関係機関と協議しながら人材育成の部分も考えていく方向で思っております。

また当然人材育成の部分につきましては事業所の育成の部分は入ってくると思います。事業所のほうでは利用者のサービスを行うあたりでは当然適正なサービスを提供していかなければならないということから人材の育成というのは大事な部分であると思います。実際町内の事業所はそれぞれの努力のもとで、人材育成の研修を行ったりとか道で主催しております研修内容も受けておまして実際育成には努めているというふうにお聞きしております。当然来年度以降はそのあたりも含めまして町でも支援はしていきたいと思っておりますけれども、何を支援するかという部分につきましても来年以降問題課題を洗い出した中で行政とまたは事業所で担う部分の役割分担を洗い出しながらどこまでできるかというのを協議していく考えになると思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。今お伺いしてしまして事業者との懇談はされていなかったということです。ですから来年度からそういったことで事業所と協議をしていきたいということなのですがちょっと遅いかというふうに思います。これは課長が遅いということではなくて課長は変わったばかりですので、やはり議会が政策研究会をやって提言をしたことを真剣に受けとめていただければよかったかというふうに思っております。

それと今介護人材の育成それから必要な数そういったことの議論をしていますが、これは何のためかという地域包括ケアシステムを完成させるということは介護を受ける方々が安心してサービスを受けられる、そして安心して死を迎えられるといったら怒られてしまいますけど死を迎えるまでの期間安心してケアを受けられる、それから介護をする側も安心して自分の生活も守られながら、体力的に厳しい仕事ですので体も守っていくそういう意味での人材の育成をしていかなければならないというふうに考えるのです。その中でちょっと課長がおっしゃっていましたけれども介護職員の確保そして育成には処遇改善、特に賃金の値上げが必要だということはいわれ

ていますのでこれは国がやるということにはなっています。ただ 2015 年度より介護報酬処遇改善加算を拡充するときに加算については全て職員の賃金の引き上げに使うのだと。以前にも議論がありましたけれどもこのことはきちんと徹底してもらいたいと思うのです。事業所に報酬が配られますので事業所の経営に使われることがたまたまあったのです。そういうことを含めてしっかりとこれは職員の賃金のみにはしか使えないということをきちんと徹底しておいていただきたいということそのことについて伺いたいと思います。

それからもう 1 点。先ほど介護報酬の上乗せがあるというお話がありましたけれども、条件の 1 つに事業者が介護職員の待遇改善の計画をきちんと立てるのだとそれが加算の条件になっています。その上で都道府県に介護計画を届け出すのだと、そして介護報酬を上乗せしてもらう。その中で事業所が新たに、1 つは資格や勤続年数による賃金体系を定める。それから研修などの機会を設ける。それから出産・子育て支援の強化など賃金外の待遇改善を行う。この 3 点をやることでこの 3 条件が全て満たされることによって高額に加算を受けられるようになるというのです。このことが事業所にきちんと伝わっているかどうか。これは 15 年からですのでその点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今現在介護職員のための報酬それを改善するための国では処遇改善加算というものを受けておりますけれども、その内容につきましては加算の算定額に相当する介護職員の賃金改善ということで本給または手当、または賞与等に反映しなさいという内容のものでございますが、町内の事業所全てにつきましては現在この加算を取得しておりまして加算の算定額に相当する改善はされている状況であります。

また新たな今後の加算の要件でございますが議員がお話ししたとおりの内容でございますが、具体的にいいますとキャリアパス要件といいまして賃金体系の整備、要するに職位、職責、職務内容に応じた賃金体系の整備ともう 1 つ研修計画です。研修計画を立てて実際研修しているかどうか要件に入っております。あともう 1 つの要件としまして先ほど議員がおっしゃっていた出産・子育て支援というもの、これだけではないのですが定量的要件という名称になりますが、その定量的要件は処遇全般という形で例えば賃金体系の人事制度の整備だとかもろもろ入っていたり教育研修、または職場環境、これは先ほどお話ししていた出産・子育て支援の部分も入っております。そういった 4 つの要件の中で現行ではキャリアパスの先ほど 2 点ほどの部分のどちらかを選択か、両方を実施しているか。または定量的要件のどれか 1 つ以上を実施していることを評価されて加算がとれるという形になっております。今後改正案につきましてはキャリアパス 2 つの要件を必ず整備しなさいということと、定量的要件の部分では近年新たに実施した取り組みの記載を求めますという内容になっております。町内の事業所がこの処遇改善加算につきましては実際現行どおりのもは加算とっておりますので、今後の新たな部分についてはまだ具体的に国から詳細的なものを示されていない段階なので町としてはまだ改正案の段階ではお伝えはしておりませんが、今後の改正内容の部分につきましては各事業所は今回は抜本改正がございまずので運営にかなり響きますので、町内事業所もそのあたりは情報を仕入れているというふうにはお聞きしております。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番(吉田和子君) 細かく説明していただきましたけれども今事業所が抜本的な改革となるのでこれからやっていくということなのですが、これは介護報酬への加算ですので事業所へ渡る分だと思っておりますが15年からのことです。これから抜本的な改革をしていく、これから事業所がつくってやっていくということはあと4カ月しかないのです。具体的に示されていないということであればきちんと行政として早くしないと、事業所だって1カ月や2カ月ではできないことではないと思いますし、今担当課も計画をつくっている最中ですので大変だと思うのですが担当課も早く示されないと困ると思うのです。そういったことはやっぱりどンドン国、道にいていかないと。国は進んでいっているようにして報道もされているけれども実際現場がどうやっていいのかわからないという状態では、あと4カ月ないのですから本当にそのことをきちんと現場の状況を訴えていくということも行政として必要ですし、事業所もしっかりこのことを捉えて介護報酬の報酬加算ですからこれはしっかりと受け取って事業所の運営ができるようにしていかなければいけないという思うのですがその辺どうでしょうか。

○議長(山本浩平君) 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 確かに議員がおっしゃっているとおり国が今回の抜本改正の詳細につきましてはことしの7月にガイドラインは示されておりますけれども、細かい詳細的な内容につきましては小出しを出されているという状況でございます。明確に改正された内容につきましては原課のほうでは町内に事業所に周知している状況でございます。ただ今回まだ予定の段階でございますので、具体的なものではございませんので行政では周知はしていない状況でございますが町内の事業所で今の新たな事業で大きな影響にあるものにつきましては改正案の段階でもお示ししている状況でございます。

○議長(山本浩平君) 2番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番(吉田和子君) これからの改革だということなのですがある事業所の話が紹介されていたのですが、ある事業所で介護制度を事業展開したときに失敗したのです。というのは人がそろわない、そして離職率が30%以上だったというのです。その中で先ほどいった3条件このことをきちんと取り上げながらキャリアのあるものに対しては処遇改善をしていった。そういう中で最初30%以上あった離職率が今全体で8.3%まで落ち、正職に関しては3%になったということなのです。今後私はこの改正が国から示されるのを待っているということも大事なのですが自治体の主体性、それから事業所の主体性をきちんと確立していかなければならないという時期にきているというふうを感じるのです。というのはいろいろな処遇改善がされて、いろいろな通知があっても事業所の離職率は2極性があるという傾向があるというにいられています。この3条件で従業員の定着をさせていく大事な取り組みであるのですが、事業者にある程度確定的なことは通知をしてあるということだったのでキャリアアップや事業者のマッチングの強化を図っていく、そしてそういうことで不満をなくして介護の離職を防止していく、そして運営能力の向上を目指す。従業員に対しての研修はあるけれども、事業者に対しての研修そういったことも今後必要ではないかというに捉えるのですが、先ほど懇談をしたりアドバイスをしていくということなのですが行政側としても主体性を持っていかないとただ国から来るのを

待っているのだけでは決まりは終わらなければならないですけども町としてどういうふうに事業者と取り組んでいくのかといったそういう主体性の確立。この介護保険制度ができて13年たちました。それで今何がいわれているかという国に頼りすぎていて国の制度がパンクしそうになっているということが1つの現実としてあります。国が潰れたら介護保険制度はなくなりますのでそういったことからいうとやっぱり事業者、自治体が力をつけて主体性を持ってあるサービス中でどう生き残っていくのかということを確認していく必要があると思うのですがその点どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今のご質問の中で自治体または事業所が主体性を持つという内容でございますけれども、確かに国のほうでさまざまな検証を行っているその制度は今後も変わらないと思っておりますけれども、町内で今現在抱えている問題をご紹介しますと社協で行っている人材育成の場はあるのだけれども実際人材確保につながっていないという現状がございます。そういう問題も把握しながら、何度もお話ししておりますけれども来年度以降で町内事業者さんとそういう協議をする場、問題・課題を洗い出しながらお互いにどういった人材確保をするために、育成も含めてなのですけれども同じテーブルの中でいい方向のための考えを洗い出していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。次に人材不足を今度何で補っていくかという点について何点が質問したいと思っております。今後介護人材の不足を共助互助により地域住民が自覚と知識を養いケアラーとしてカバーをし合うことが求められてくるというふうにいわれていますが、先ほどいった社協の介護職の講習会そういったことから資格を取ったりだとかなかなか事業につかないということなのですが、それでは事業についてもらうための努力はどうされたのかということもあると思うのです。ただ自分のために取るという人もいました。私も取りました。それからやっぱりそういう仕事につきたいといって取った人もいます。それから将来的に役に立てたいとかそういったいろいろな方々がいました。ですけれども先輩方が来ているいろいろな体験を話してくれたり、それから行政も行ってお話しする必要があると思うのです。今どういう現状なのか、どういう改正がされているのかということをしちゃんとそういった場で介護の職員の待遇、それからあり方、求められるもの、今後行政がこういう講習会を開いて期待をしていること、そういったことを話していく、そういうケアラーを多くつくっていくということが今後大きな課題ではないかと思うのですがその点どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今後介護職員の育成以外に地域包括ケアシステムを構築する場につきましては地域住民だとかボランティアだとかNPOだとかという国で示している内容でございますけれどもそういった人材を育成し確保していくことにはなると思っておりますが、そういった部分につきましても今後町内にどれだけの人的な社会資源があるかどうか来年度以降でそういう関係機関または事業所と協議をしながら開発していく考えにはなると思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今課長の口からボランティアという言葉が出ました。もう1点は高齢者が介護支援ボランティアに参加し活動を行うということが今後の元気な高齢者がいっぱいいますので大事になってくる。その際にポイントを付与する介護支援ポイント事業ということ在全国各地でやっております。私も今まで何回か質問をいたしました。その制度をどのように活用するか、そのポイントをどう使うか。今までいろいろなことを並べてできないという答弁だったので。でもきちんとやっているところもあります。苫小牧市もやっています。そういった中で高齢者が社会参加を通じてボランティアをやっている高齢者も生きがいを感じ、そして自分の介護予防につなげていくことができる。さらにポイントは介護サービス利用のときに使うとか、それから健康づくりに使うとかそういった奉仕時間に応じて換金できるという制度なのです。こうした事業を実施することも人材が不足の解消に私はつながっていくのではないかとこのように思うのですがその点町の考えをまたさらに伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） ボランティアを活用するポイント制のお話ですけれどもうちの現課のほうでも内部でポイント制はどのようなのだろうか、本町の状況に合うかどうかそういったところもちょっと検討したことがございました。やはりそのあたりは今実際福祉協議会のほうにボランティアセンターが設置されておりますけれども、年々ボランティアの人数が減少しているという現状もございますので。そうはいいつつも来年度以降で地域包括ケアシステムを構築する場合にはボランティアの活用というのは重要な位置を占めているというふうに考えておりますので、ボランティアの育成の部分とポイント制については来年度各関係機関とのお話の中で白老町の実態に合うかどうかの話の中でどうなのか考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 来年度から大変だと思います。ほとんどが全部来年度からやるということですので。本当はもうでき上がっていてそういった不足の部分は1つずつやっていく。ボランティアの人たちも定年になってから資格取っている人がいっぱいいるのです。ただ何をやっているかわからなくてグループに入ってデイサービスの応援をしたりとかそういうような形でやっている方々があります。これから高齢化になってどんどんそういう退職者がふえてくるわけです。そういった中では減っていくのではなくどうそういう人たちを吸い上げていくのか。それが担当課の仕事ではないか、それからボランティアセンターの仕事ではないかというふうに思います。

次にいききたいと思います。先ほどNPOの話が出ました。ボランティア団体の育成について伺いたいと思います。現在NPOの数は約4万9,000あるといわれていますけれどもほとんど都心部に集中しています。ですから今総合法で移行になるものもあります。要は要支援の方々が施設介護だとか通所介護でボランティアのほうに移行するとかという話もありますけれども、そういった中で白老町の介護に携わるNPO団体といわれる団体は今現在幾つぐらいあるのか。それが1点。

それから今後飛躍的な増加を必要とするというふうにいわれています。ただ問題点は私も入っているNPOがあるのですが、勉強会に行ったときにNPOは立ち上げるのも簡単だけどやめるのも簡単なのです。だから責任がないかという団体としてきちんと成り立っていけば継続できるものなのです。ですからその点を踏まえて今後NPOの活動内容の透明性を確保しながらどういうことを目的にどういうことをやっているのかきちんとそのこと明確にしながら税制、財政面の支援など支援体制の拡充を図りNPOの立ち上げの支援をする仕組みづくりが今後必要になってくるといわれています。国を頼りすぎない、先ほどもいいましたように自治体が主体性を持つ、このNPOの立ち上げを応援していくのは国ではありません、自治体だと思います。そういった面では今後の町のNPOに対する考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） まず町内に高齢者に関する事業を行っているNPO法人、要するに介護保険制度以外のインフォーマル的なサービスを行っている事業所は1カ所でございます。今後地域包括ケアシステムを構築するに当たってのNPO法人の支援の関係でございますけれども、NPO法人を立ち上げるときにはNPO法人の定義というのがございます。社会的な使命を持って市民が連携しながら自発的で非営利的な民間の組織団体ということになります。まず町内で仮に高齢者に関する福祉的な部分で立ち上げたいというご希望のところがある場合につきましては所管する担当課と連携しつつ法的な部分だとか制度内容だとかいろいろな部分の支援はしていく考えでございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。NPOを立ち上げるといった方には相談の乗るといことなのですが、行政側としても必要なNPOの団体がもし出てきたらやっぱり立ち上げてもらうような働きかけをしていく。それからNPOを取っていなくても介護に携わっている団体はあるのです、その団体にNPOを取るとか取らなくても団体としてそういう支援をする、行政がそういう支援をしてそういう体制ができ上がるような応援をしていくべきだというふうに考えます。ヘルム39とかというのもヘルパーの資格を取った方の団体ですのでそういうところもそういうことに携われるような形で進めていくべきではないかというふうに思います。

それともう1点、中長期的に今後人材の育成の観点から小中高生を対象とした福祉教育を事業に本格的に取り入れてくるところが今ふえておりますけれども、確か介護サポーターのことを中学校でやるという話も伺っておりますけれども実際に実施されたのか、今後どういうふうに進めていくのかその点について伺います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今現在小中高生の福祉の学びの場という形で実施しておりますのは認知症サポーター養成講座を行っております。実際は高校生を対象にして毎年度やっておりますし、あと今年度から実際中学2年生を対象にして教育委員会と連携しながら実施している状況でございます。今後も継続して行っていく考えでございますし、またその養成講座を受けた学生の方々をボランティア的なところ、福祉の観点を考えたときにはせっかく受講していただいた学生さんたちにできればそういうボランティア活動ができる場にも、実際社会

福祉協議会のほうでも行っておりますけれども社協と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 受けた子供たちが今核家族化でおじいちゃんおばあちゃんと接する機会が少ない子供が多いのでいろいろな形でボランティアをしながら高齢者と、そしてその中から介護のあり方の大切さを学んでいくようなそういう場も今後設けていただきたいというふうに思います。

グループホームの関係はまだまだ十分人が足りないということで1ユニットで1人の体制が多いということです。これは本当は昨年までに2人置くということが大体決められておりますけれどもそういった指導もしながら、今後またグループホームの建設がこの3年の計画にあるかどうかわかりませんが、新しくできるところに対してもグループホームの体制のあり方、それから事業運営をするために介護報酬を多く受け取れる方法をきちんと指導していくべきというふうに考えます。

ここで最後になりますけれども、現在計画をつくっているところでは大変忙しい厳しい中で進められると思いますけれども、介護の報酬、処遇改善加算があるということは大変歓迎すべきことで介護職員に本当に少しでも安心して働いていただけるものと考えております。ただちょっと懸念しているのは第1号被保険者の保険料の影響。まだ今策定中でいろいろなサービス料も全部見てそれを全部対象として加算になるのではないかと、上がるのではないかと私は考えているのですが、保険料の金額というのはいつごろ示されるようになるの。介護計画ができた時点でないと示されないのかその点伺って終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 第1号被保険者の介護保険料のことでございますけれども、町長の答弁でございましたとおりに今算定中でございますけれども、実際この3年間今年度も含めて第5期中にサービス利用者がふえております。ですので今の基準額よりは上回るという考え方にはなると思います。

先ほどの処遇改善加算の部分につきましては第5期中の現行では利用者さんがサービスを受けるときには限度額というのが設定されましてそれ以外の横出しの加算になっておりますが、今後も国のほうでは同じ考え方でいくというふうに示されているようです。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2項目めにまいりたいと思います。福祉灯油事業について伺います。きのう財政が大変厳しい中で27年度の予算の組み立てをしているというお話が大変出ていましたけれども聞かなかったこととして質問したいと思います。

1点目、ことし4月より実施の消費税と為替の円安傾向による灯油価格の高騰が続いています。町において価格調査を実施していると思うが現在の価格は幾らぐらいになっているのか伺います。

2点目、灯油価格の年間の推移を見ると冬季間の価格高騰が大きくなっているが本年の冬季間の価格上昇の状況について考えを伺います。

3 点目、道は灯油価格の高どまり、さらに電気料金の再値上げを受けて低所得者・高齢者・障がい者向け生活支援交付基準の額を 1.5 倍にし道内市町村の福祉灯油事業の拡大を後押しするとしていますが町として実施の考えはあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 福祉灯油事業についてのご質問であります。1 項目めの現在の灯油価格と 2 項目めの本年の冬期間の価格上昇については関連がありますので一括してお答えいたします。灯油価格の状況であります但し町が購入している価格について申し上げますと年度当初 1 リットル当たり 98 円でしたが 11 月末現在で 93 円まで下がっております。また経済産業省北海道経済産業局で調査公表している灯油価格は 11 月末現在道南地区で 1 リットル当たり 93 円となっております。今後の見通しであります但し現段階での見通しは難しいところではありますが例年の状況を見ますと冬期間に上昇する傾向にあります。

3 項目めの福祉灯油事業の町としての実施の考えについてであります。北海道の地域づくり総合交付金制度における高齢者等の冬の生活支援事業につきましては人口規模による交付基準額が 120 万円から 180 万円と 1.5 倍になりましたが、交付率が 2 分の 1 のため交付金額は 90 万円となり事業を実施した場合において多額の一般財源額が必要となることから現状では実施は困難と考えています。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。答弁ではっきり実施は困難といわれましたので何を質問しても無駄なのかと思いつつ、考えが変わるような質問をしたいと思つてます。1 点目、本年実施するとしたとき対象人数と町としての持ち出し分はどれぐらいになるのかまづ伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 本年度実施した場合における対象世帯数及び事業費の関係でございます。白老町におきましては平成 20 年度を最後に実施はしておりませんが、平成 20 年度に支給したときの対象と同じような条件で対象世帯数を出しますと、これはあくまでもおおよその世帯ということでご理解いただきたいと思います。高齢者世帯で約 1,500 世帯、それと障がい者世帯で約 200 世帯、母子世帯で約 200 世帯、合計で約 1,900 世帯が対象になると思われまふ。平成 20 年度実施したときの助成率これが約 88% でした。それで算定した場合におきまして平成 20 年に支給いたしました 1 世帯当たり 7,000 円で計算いたしますと事業費全体で約 1,200 万円ほどかかります。先ほど答弁にもありましたように道の交付金が 90 万円ですので一般財源としては残りの 1,110 万円、約 1,100 万円が一般財源となる見込みでございます。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。以前にも福祉灯油ができないかという質問をしたことがあります。そのときにまだ 100 円になっていないのでという答弁をいただいたのです。100 円の灯油が高いのか、80 円だったら安いのか、福祉灯油をする必要がないのか、灯油価格に対して町としてどのようなお考えを持っているかまづ伺いたいと思つてます。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 確かに灯油価格 100 円が高くて 99 円が安いという議論になりますとそういうことではないと私は思っております。ですから以前答弁の中で 100 円という形が出たということは私も認識しておりますが決して 100 円を境に福祉灯油を実施するということは今は考えてございません。先ほどいいました実施した場合における経費の持ち出し金額が多額な必要だということで実施は困難というふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。道は多くの市町村が福祉灯油を実施することを訴えています。2013 年も 179 市町村のうち 142 市町村が実施しています。町は財政の健全を目指しプログラムを実施しているまちではありますけれども、25 年決算で確か 1 億 2,000 万円の不用額があり財政調整基金へ積み立てた。またふるさと納税これも予想外の収入だったと思うのですが手法を変えることで 11 月 28 日で 1,734 件、2,727 万 5,000 円となっていると、これは目的が指定されているものもありますので全部使えるということではなく半分は送る商品にかかるというふうに聞いてますから 1,500 万円で、その内目的を指定されたものを除くと幾ら残るのかわかりませんが、苦ししい財政運営を実施しているということはもう十分承知をしているつもりですが、ふるさと納税のところにもありました笑顔あふれるまち、これは町長の執行方針の中にもうたっています。笑顔あふれるまちづくり、そしてもう 1 つは生活弱者支援のために実施することは考えられないのか。最初は確か 5,000 円だったと思うのです。5,000 円でそんなに助かるのかと思って、高齢者の方が 1 年目のときに手続きを自分でしなければならなくてしていなかったのです。2 年目のときに連れて行って、でもここまで来て手続きしても 5,000 円だものねといったら、吉田さん 5,000 円でも本当に助かるのですという言葉だったのです。本当に笑顔で帰って行ったのです。そういう姿が忘れられませんし今も議会懇談会の中でなぜ福祉灯油をやらないのか、財政が厳しいからか。財政が厳しいから公営住宅も直してもらえないのか。財政が厳しいからとそういう言葉ばかりだったのです。そういう中で財政が厳しいけれどもこれをやるといったものが町の中に今は見えません。サービスも低下しております。そういう中でこういった予定していないものが入ってきたときに何か 1 つ事業をすることができないのか。そのことを伺ってみたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 福祉灯油につきましては今ご質問に答えたとおり 20 年に実施してということでその後昨年も一昨年もそういうようなお話を受けております。ただ実際に一つの基準として 100 円ということで当初そういう基準を設けた中で実施した経緯は当然あります。ただ 1 問目でお答えした、あるいは担当課長がお答えしたとおり実施する場合の一般財源の持ち出し、町の持ち出しがということになりますと今の財政状況のなかでは非常に厳しいというような押さえ方をしています。当然のことながらその根本にあるのは財政の健全化ということで今プランを立てた中で動いておりますので、それに向けてできることできないことというような取捨選択をした中で事業を執行しているというふうに思っています。今いわれる趣旨は私どもも先ほどいいましたとおり、支援ということにつきましては趣旨は十分わかるというふうに思っていますけれ

ども、なかなか実施をする非常に厳しい状況であるというに思っております。今2問目、3問目のご質問の中でも趣旨は十分自分も理解しますけれども、さてそれを受けて実施できるかということになるという非常に厳しいという状況でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 財政が厳しくて実施することは難しいということできのうの話の中で2,000万円の予備費、それから財政調整基金は雪が降ったりとか災害の多いときなのでそのためにお金を残しておかなければならないというお話がありました。寒くてストーブもたけなくて毛布をかぶって小さくなって縮こまって生活をしている人がいます。雪が3回降る予算を取っています。雪は1回しか降らせないようにしたいと思っておりますがこれはちょっと無理です。1回雪降ると800万円です。雪は降っても除雪しなくても外へ出なければ関係ないのです。でも家にいても外にいても暖はとらなければならないのです。そういう方が白老町にはいるということなのです。町長に最後に伺います。私は9月定例会で本当は質問しようと思ったのです。でも諦めていたのです。もう財政厳しいからだめなのだ。だから質問はしませんでした。しかし先ほどもいいましたように議会懇談会でも出たのです。福祉灯油の実現なぜやってくれないのだというお話がありました。私は12月の定例会ではもう遅いと思ったのです。準備してこれから皆さんにお知らせして。もう苫小牧はとっくにやっていますから。思ったのですけれどもこの福祉灯油の使いみちを見たときにまだ間に合うと思ったのです。というのは電気料金を再値上げしました。その電気料金だとか石炭とかガスとかそういった部分ものにも含まれるというお話が載っていたのです。福祉灯油で辛抱して辛抱して辛抱したものを使えるのだと。これは国が定めていることですからもらっている人が悪いということではなくて、生活保護をもらっている方はちゃんと燃料手当1万円上乘せになるのです。そしてお正月にはお餅代が1万円出るのです。でも同じギリギリで生活保護をもらえない人、私は冬の間だけでももらったらいいいといったのです。そうしたらもらえるといったら息子さんが灯油運んできたのです。母さん国の世話にならないで、俺が灯油運んでくるからとそうやって辛抱した方もいるのです。だから冬の間は本当に辛抱するのです。灯油もたけない、だからいっぱい着て我慢しているのですという話がたくさんあります。そういったことから高橋知事も積極的な活用を促しています。そういったことで生活支援交付金を90万円ですからあってないようなものだということは私もわかっています。でもそういうものがある、そして町は1,000万円ちょっと、財政課長何とかならないのでしょうか。本当にそのことを願いまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 吉田議員がいろいろまちづくり懇談会もあわせて、議員懇談会もあわせて町民の方々からいろいろな意見があった中にこの福祉灯油の事業を強く進められたというのは予測をされます。行政側としてもこの福祉灯油を簡単にやめようという判断をしたわけではなく、今現段階の財政状況も考えながらこのたびは見送りをさせていただきました。142町村がもう実施しているというか現状を踏まえたと、先ほどどのように白老町に住んでいて何か町民としての恩恵や明るい兆しがあるのかというお話もありましたので、その辺は福祉灯油も含めまして十分にそういうようなところに光も当てられるような政策を考えていきたいというふうに思っ

ています。ただ今の現状を考えますと財政がやはり許さないということの判断で福祉灯油はことしは見送るという決断をさせていただきました。確かに 100 円という基準があって今の現段階では 90 円台までいっているのですがこれは価格の問題ではないと私も認識しております。確かに電気料金は上がって今は灯油の値段は下がっていますがずっと上がり続けた中では生活者としては私もいろいろなところに節約をしながら生活しておりますので本当に厳しいところは認識をしているところでございますが、これはことしだけの事業ではありますので毎年予算も含めた中で協議をして考えさせていただきたいというふうに思っております。今答えとしては現状では実施は難しいということですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、2番、吉田和子議員の一般質問を終了いたします。ここで暫時休憩をいたします

休 憩 午前 10時58分

再 開 午前 11時09分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

◇ 斎藤 征 信 君

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員、登壇願います。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 3番、日本共産党の斎藤でございます。今回はさきの日米共同軍事訓練に当たって地方港湾では異例ともいえる米陸軍の軍事機材の搬入とヘリの組み立て作業そして現地からの飛行という出来事を容認した町長の姿勢について伺います。1つ目、海軍自衛隊の艦船（すおう）の受け入れ認可後、中止になった経緯と突如軍事機材搭載の米民間船・クリッパーマキリの入港受け入れ変更となったその経緯について伺います。

2つ目、入港受け入れについて町民は新聞報道の範囲でしか知らされていませんが、受け入れを容認した内容や条件など町民にはどのように周知したのか伺います。

3つ目、町に抗議文を提出した折に協議の中で疑問だった1番目、陸揚げ組み立ては訓練区域の拡大とならないかどうか。2番目、飛行ルートも陸送ルートも明らかでない中他の例のようになぜ全部陸送にならなかったのか。相手側との協議の結果はどうだったのか伺いたいと思います。

4つ目、日米地位協定の中で港湾管理者との関係、特に管理者の自己決定権に関する権限について伺います。

5つ目、町長は記者会見で白老港は漁港、商業港などで軍港はあり得ないと述べています。軍港はあり得ないとする根拠について伺います。

6つ目、平和のまち宣言と今回の日米共同軍事演習への協力は矛盾しないと考えるのかその見解を伺います。以上です。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平和のまち宣言と白老港の軍事利用の関連についてのご質問であります。1項目めの会場自衛隊艦船・周防の入港中止の経緯及び米民間船の入港受け入れに変更とな

った経緯についてであります。海上自衛隊多用途支援艦（すおう）については10月13日に入港の予定でありましたが10日から14日にかけての台風19号の影響により寄港中止の連絡を受けたものであります。したがってすおう入港中止と米民間船寄港との相関関係はありません。

2項目めの町民への周知についてであります。白老港隣接3町内会に対し町内会長に説明し町内会回覧をお願いしました。日米共同訓練に伴う民間コンテナ船が寄港し荷役中の安全確保のため周辺区域の立ち入り禁止及び騒音等でご迷惑をおかけする旨を周知いたしました。

3項目めの抗議文の提出時の疑問についてであります。1点目の陸揚げ組み立ては訓練区域の拡大となるにつきましては、資材や物資は日米共同訓練で使用するというので持ち込まれ民間企業が積み下ろしや運搬を行っており、組み立てに関しても陸送リスクの回避と伺っており訓練区域の拡大とは認識しておりません。

2点目の飛行ルートも陸送ルートも明らかでない中なぜ全部陸送にならなかったのかにつきましては、陸送については陸揚げされた資材・部材等をどのように輸送するかは米軍の運用に係る事項であり関与できる立場ではありません。なお飛行ルートに関しては町民の安全のために事前にルートを確認しており海岸線を飛行すると聞いております。

4項目めの日米地位協定の中で港湾管理者の自己決定権に関する権限についてであります。寄港については日米安全保障条約並びに日米地位協定に基づくものであり自治体に米軍の港湾利用に対する拒否権はありません。利用期間、利用岸壁の通告を受け支障がなければ使用を許可しますが、このたびの米軍の利用については町民への安全等を確認した上で了承しております。

5項目めの私が述べた白老港の軍港はあり得ないとする根拠についてであります。白老港は商業港として国土交通省の直轄事業で整備されてきていますのであらゆる船舶の寄港はできますし、防衛省の利用に関しても支障はありませんが防衛省のみの利用とはなりません。今後も白老港の優位性や利便性をさせていただき利用の拡大が図られ地域の活性化につなげたいと考えております。

6項目めの平和のまち宣言と日米共同軍事演習への協力は矛盾しないとする見解についてであります。平和のまち宣言は非核3原則の堅持と恒久平和を願う町民の心を結集して宣言したものであります。今回の協働訓練は陸上自衛隊及び米軍の部隊が連携要領を実行動により訓練し、総合運用の向上を図ることを目的に国際の平和と安全を維持するための行動であると捉えており決して宣言に矛盾するものではないと認識しております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） まず議論を始める前に1つだけ確認をしておきます。今回のクリッパーマキリの入港に当たって民間のコンテナ船で安全が確認されたから承認したのだという話、それから要請に対しても日米地域協定に基づき対応しなければならなかったというふうに報道でもそういうふうに読み取れるわけです。今回入港したのは米民間貨物船でいわゆる米海軍の艦船ではないはずで、民間船でも日米地位協定にかかわるのかどうかそれだけ伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 訓練のための物資を持ってきたという日米地位協定で入港するというので聞いております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） その部分わかりました。

1問目の質問なのですが変更の日程、手続きがわからないから聞いたのですがもう一回整理をしてみます。当初自衛艦（すおう）が13日白老港に入港予定というふうにありました。同時に10月20日以降のクリッパーマキリ号は苫小牧に入港するというふうに報道されました。ところが台風19号で周辺地域に避難勧告が出たのが10月11日です。台風が東北へ上陸したのが10月13日。すおうが寄港を中止したのが同じ10月13日です。しかし町長の行政報告によりますと10月10日既に在日米軍司令部から第3商港区への入港打診があったと。そして受け入れを承認したのが10月15日こういう流れになっているのです。この慌ただしい日程の中で町はそれをどう判断したのかということがわからないわけですが、台風が来る前に10月10日の要請に対してすおうとクリッパーマキリが重なっているわけですから両方を受け入れるつもりで検討をしていたのかどうか。また嵐ですおうが中止になったのが13日、その中止を受けて急遽15日にクリッパーマキリ号を容認したのかどうか。その辺の成り行きについて再度もう少し答えをいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） すおうは前々から決まっております13日入港予定ということで私も聞いておりましたが、議員もおっしゃった台風の影響で次の寄港地に行かなければならないということで台風の影響がなくてももう白老港には寄りませんということで連絡は受けました。それと10日に白老港を使いたいということで米軍が来たというのはまるっきり関係ありません。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） クリッパーマキリ号が苫小牧港から急遽白老港に変更されたことについて担当課に聞いたのです。苫小牧との関係は一切わからない、今の答えもそのようです。ところが報道では陸軍は当初同船を苫小牧に入港させる予定だった、苫小牧市などが安全対策を求めたのに対し陸軍は回答しないまま寄港先を白老港に変更したというふうに報道では書いてあるのです。これでは担当課がわからないのは当たり前なのですが、この変更の理由というのは理事者もわからないのですか。だとすれば、私はこの記事を見たときにこれが日米地位協定の姿なのだというふうに感じたのです。もし理事者も説明を受けていないとすれば米軍は日本の施設を好きなように使える、白老なら受け入れるだろうというふうに考えたのか。言葉が悪いけれどもずいぶん白老もなめられたものだというふうに思うのです。苫小牧市が安全対策を求めたことを嫌がった。それを嫌がったとすれば白老はどう対応したのですか。明確にお答えをいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 港湾課のほうで課長が答弁していますけれども基本的には同一認識の中で対応しております。というのは私どもも苫小牧市がどのような対応をしてどうなのかというのはその時点でも今でも承知はしておりません。それは私たちがどうのこうのというよう

なお話ではありませんので承知しておりませんし、その時点でも私どもが日米共同訓練で米軍が民間船を使ってということ苦小牧港で協議しているということすらも当然わかりませんでした。ただその後白老港へということで私どもに打診きた時点で、実は苦小牧港湾事務所へ打診をしていてその協議が整わなかったと。その協議というのは安全性ということを私どももいってみれば新聞の記事といいますかそういう中で押さえたということで、それがどうのこうのということで私どもが苦小牧に打診をするということは必要ないというふうに思っていましたので、白老港に打診がきた時点で白老が受け入れられるかどうかそれだけの判断。当然受け入れるということは安全性が保たれているのかどうか、その確認をさせてもらって入港を許可したということでございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 苦小牧が対策を要望したのにそれを嫌がった、それは相手のことですからこちらは何も関係ないというその理屈はわかるのです。それで地方港湾では全国的にも珍しい事態だといっています。これを認めればよその港にも波及するだろうし、このような事態が常態化するのではないかというふうに危惧を持つからお聞きするわけです。きのうの同僚議員の質問とも重なるのですが周知するのに時間がないからその近くにだけ周知したのか。だけれども現地事情からいえばこれは珍しい、本当に今までになかった事態だから港というものをどう使ったらいいかということ住民にも知らせる必要がある。その時間がほしいわけですし、そう伝えるのも実際の仕事だろうというふうに思っているのですが、近隣3町内会だけに知らせたと、期日が迫っていたにしても共同訓練は以前から決まっていたはずなのです。このように第3商港区が使用されるのも初めてであれば、港で作業をして米軍ヘリコプターが飛んでいく、全く異例という状態なのですが期日がなかったというより、町長はこれを容認するときに先に町民の財産について考えなかったのか。これは町民の財産だからこの港をどういうふうにするかということを考えなかったのか。なぜ3町内会だけだったのか。全町民に周知する必要を考えなかったのかということなのです。町民が多額の血税を注ぎ込んでつくった財産なのです。全町民が知る権利があるではないですか。港をそんなふうにするか、これは本当に行政だけで上からいわれたからそれでいいですということ済むのかどうなのか。そのあたりをどんなふうになっているのか。その見解をお聞きしたいのです。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今回の日程を見ますと非常に先ほどの質問ではないですけども急にお話がありまして、その判断をするというようなことでいえばスケジュール的に非常に厳しかったのも事実です。ただ今のご質問で周知が周辺の3町内会ということにつきましては、当然そこに入ってくる抗議の集会も想定されましたし、それからそういう荷をおろすという作業も入りますというようなことでは周辺に騒音も出るという危惧があったのでそういうことで近接の町内会には周知はしました。ただ港を利用するのに入ってくる船がこうしますというのは今までも民間の船ですからそのことを全町に周知をするというのは当然取っておりませんので、今回は米軍の艦隊が直接入るということではなくて民間船が入ることなものですから一般的に荷物が入るといような押さえの中で全町に周知する特にそういう必要はないというふうに判断して近

接の町内会には周知をさせていただきました。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 入ってくるのは民間船だから積み荷が何だったのかということは一切知らなかったわけではないだろうということを考えて私たちは不測の事態も心配したのです。日米地位協定云々というより先に住民の生命や財産を守ることが地方自治体の責務ではありませんか。町理事者は結果としては述べているのです。町民の安全・安心が脅かされることは起きなかった、まずは安心だとうそ話をしているのです。こういう言葉が出るということは心配な側面も多分にあったということではないのですか。23日きのうも話が出ましたけれども最初のヘリコプターが飛行ルートを外れて先導部隊が市街地の上空を飛んだ。この実態というのは自衛隊第7師団と米軍の側の調整が合わなかったからと、そんなことで済む事態ではないと思います。何といういいかげんな体制なのか、訓練なのかと私はそう思ったのです。戦時だったりテロがねらっていたりした場合に一発撃ち落とされるでしょう。これが不測の実態だというふうに私は思うのです。庶民の日常生活上の話ではないのです。情報交換を信頼の上に立って今後過ちが起きないようにしましょうと、そんな悠長なものではない、ずさんな行為だと私はそう思います。町はこの事態をどう捉えているのかももう一度確認します。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先に町民の安全をいうことで当然民間の船ではありますがけれども日米共同訓練の機材を運ぶというようなことですからその安全性というようなことでその申し出あるいは確認をしました。その時点では当然米軍の直接的な艦隊が入るわけではございませんということでは最初にあった安全はやはり核の搭載等々の安全ということ。それから2つ目の安全はヘリが組み立てられて飛行するというところでいえばヘリに対する安全性がどうなのかということとその飛行ルートについての確認をさせてもらったと。そういうようなことで町民への安全ということをしてそういう時点での確認という言葉でさせていただきました。

それから不測の事態云々でありますけれども不測の事態が絶対に100%ないとはなかなかいい切れない部分ありますけれども、当然ヘリが飛ぶということはリスクもあるというふうには思っていますけれども、その安全確保するといえますかそういうことでいえば白老のまちの上空を飛ばないようにということでのルートはどうなっていますかとその申し出と、回答としては海岸線を通るというようなことだったものですからその安全性も確認させてもらったと。ただ今ご指摘のとおり第一陣その部分が当初お約束して確認させてもらったルートと違うルートを飛行していたというようなことで抗議といえますか確認を第7師団にさせてもらったと。きのうもお話ししましたけれども5機というようなことでその編成を組むのに樽前の方向へ向かったと。ただその編成ができた時点で苫小牧西沖そこから正規のルートに入ったというふうに聞いておまして、その後第2陣、第3陣そこについては予定どおりの海岸線のルートで飛行したというふうに押さえておりますのでそういう面では私どもが申し出た部分のことにつきましても向こうの飛行ルートについては確保されたかというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（齋藤征信君） 齋藤です。訓練区域の拡大ではない、それは核の安全だとかヘリの安全だとかそういうものからいえばただの積み荷をおろしたのだというふうに捉えたのだと思うのですが、これで拡大ではないという理由づけでそれで町が納得したのかどうなのかというのを大変疑問に思うのですが、専門家でさえ報道でこれは区域の拡大になると、他の港湾へ波及する恐れもあると述べているのです。これは新聞にどここの航空専門家だとか教授だとかいろいろな人が出ておりましたけれどもそういう人たちがそういうふうに述べているのです。町は受け入れ承認に当たって民間貨物船だから安全だと、通常の貨物受け入れと同じだとそういう認識で了承したのだとすればそれは少し甘いのではないか。それにしても陸揚げして組み立てして、そして飛行するこれは一貫して軍事作業に当たるのではないか。当たり前です。自衛隊だとか米軍がそういう作業をするのは全部訓練です。災害にヘリを飛ばしたりするのは全部訓練の一環としてそういう名称でやっているわけです。ここから組み立てて飛んで行ったというのは完全に訓練の区域の拡大になるわけです。この事態は余りにも大きいと思いませんか。これで安全だから納得したのだでは私は承知できないのです。その事態の大きさ、初めての経験に対してもっと慎重であるべきではなかったか。事が大きすぎませんか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 中止の申し入れといいますかその時点でもそのようなお話は受けましたけれども、ヘリをおろしてそこで組み立てて他の機材については陸送しますと。ヘリについてはここで組み立てて飛行をしますというようなお話の中で、そのことそのものは訓練区域の拡大になるのかどうなのかというようなお話も抗議のときに受けました。当然解体したものですから荷下ろしした場所で組み立てるか、陸送して訓練といわれる地域で組み立てるか、組み立てについては必ず組み立てしなければだめだと。ここで組み立てて飛行するというところで組み立てる理由はというようなことでいえば、陸送をするリスクとそれから精密機械等々のリスクを考えれば、経費の関係のことを考えればここで組み立てて飛行するほうが安全であるというように伺っております。私どもそのことに対して陸送がいい空路がいいということはいえる立場ではないので、私どもはそういう方法で米軍のほうとしては手法を取りますと。それに対して安全性が確保できているのかどうかということは確認されてもらいましたけれども、立ち入ってそれがどうのこうのという立場ではないというふうに押さえています。

○議長（山本浩平君） 3番、齋藤征信議員。

〔3番 齋藤征信君登壇〕

○3番（齋藤征信君） アメリカだとかよその国では港でヘリを組み立ててそこから飛ばすというのが当たり前みたいになっているらしいですけれども、日本ではいまだに地方港湾でそういう作業をやって飛ぶということはなかったと。シートをかぶせて陸送で誰もわからないうちに運んだこれが今までのやり方なのです。ここで組み立ててここから飛ぶというのは本当に異例中の異例。これを1回やってしまうとこれからそういうふうにしてもいいのだと日本中に広がります。ということから今話をしたのですけど。私たちの上部組織である日本共産党北海道委員会を通じて正式に道庁に自衛隊北部方面隊本部に交渉を申し入れたのです。抗議の文書は道委員会とそれから道議とそれから現地の町議という名前で正式に申し込んだのです。ところが道の危機管理室室長に会いました。特別に会議室を用意するわけでもなくてちょっとそこへ座って、答えたのは

せいぜい日米地位協定があるからとittedただけです。あとは何を聞いても現地の要請や何かも何も知らない、わからないというのです。訓練の拡大にならないか我々は心配している、すぐこれを電話で問い合わせすることはあなた方の仕事だろうと。道民や町民の安全のためにすぐ電話をかけなさい、問い合わせをなささいといっても今さらそんなことをしてもと全く動く気配もないのです。現地の不安を取り除かないのが道の危機管理室らしいです。北部方面隊ではどうしたか。門前で中に入れてくれない。そしてそこにいた人が我々は答える立場にはないからと抗議文を受け取っただけ。中にととうとう入れてくれませんでした。これが協議相手の姿勢なのです。自衛隊には災害でずいぶん世話になっていることは私も十分承知です。こと戦争や軍事訓練になると国民には見向きもしない、この姿を見せつけられたのです。これでも町長は日ごろ協調関係にある相手だから信頼を寄せているのですとそれでもいい切りますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今北海道と第7師団の抗議文の経過と信頼関係の話なのですが、白老町としては今回のコンテナ船が入るに当たり何も検討しないで、はい、いいですという形ではなくて町民の安全がまず確保された中で港湾に利用する手続きをとった上で許可をしたところであります。

信頼関係の話なのですがそういう意味ではきちんと中身の話をして安全が確保されたということではお互いの信頼関係は築いている中で話がされているというふうに私は認識をしています。

また北海道の対応、第7師団の対応については町側からお話できる立場ではないので控えさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

[3番 斎藤征信君登壇]

○3番（斎藤征信君） 別な観点からいいます。確かに改めて日米地位協定の条文を読みますと第2条には安保条約第6条に基づき日本国内の施設、区域の使用を許与されると、許されるというふうにあります。それで第5条には船舶、飛行機の入港料、港に入る料それから着陸料は課さずに道路使用料等の賦課金を課さないというふうに書いてあるのです。これはもうびっくりするぐらい不平等な協約だと思うのです。費用は全て防衛省持ちになるのだろうというふうに思うのです。今回の入港による町の収支についてはきのう同僚議員の質問でわかりました。

だけれどもそこで矛盾が出てきます。その1つ目です。入港料はよしとして荷捌き所の使用料について短期の陸揚げ作業料はサービスするとこれは担当課から聞いております。しかし前後合わせて約1週間以上フェンスを張って貸し切りにした。これは常識でいう一時的な陸揚げ作業ではないのです。何日間も使用料が免除になるというのは理由は何なのでしょう。一時的な作業ではないのです。貸し切りにしたのです。一般利用者ならこんな取り扱いはされないだろうというふうに思うのですがその点の回答をお願いします。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 今申しました現状でも砂の堆積は3日から5日ぐらいの期間で貯めまして船に1隻乗せて出ていくということでそれは港湾利用のサービスとして料金はいただいております。また1カ月以上置くのであればそれはそれで料金をいただくということでやっています。今回も通算ですと12日間ですが最初は5日間です、帰りには7日間で

これもやっぱり通常のことと考えますともらう必要はないのではないかということでやっています。ただ今後はまたこういう状況になれば状況判断しながら使用料をもらう方向で協議していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） これは決まりの中で1週間はもらわない、1カ月以上にならないとももらわないと決まっていたのであればそれはどうしようもないことかもしれません。だけれども常識的にいったらやっぱりおかしいです。何日間かその場所を貸し切りにする、短期間ですからそれは無料で使ってもいいですというのはよほど根性のいい自治体でなかったらいわないだろうと思います。

2つ目、町長の11月会議での行政報告にありましたが警備員を配置したため予備費を充当したとあります。軍事機材を置いて警備員をつけるのは当たり前の話です。なぜ必要ならば利用者が警備員を配置しなかったのか。もし利用者からの要請があって町が配備したのなら国や当事者が責任を持ってその費用を負担するのが当然ではないですか。町が支出するのは全く筋違いだと思うのですがどうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） きのうもご説明しましたが貨物についての警備ではございません。あくまで町民の安全や周辺の警備ということで行っております。これは苫小牧警察署と協議をしまして港湾管理者である町として警備してくださいというものであります。ただやっぱり議員もおっしゃるとおり原因者負担ではないかということもあるのですが、米軍や北海道とも協議しましたが現在のところそういうことにはなっていないということであります。それと米軍や北海道部局にも今後もしあれば警備費負担をとということで要請はしております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 今話を聞いていて、安全のために町が町民の安全を守るために自主的に警備員を置いたのだからそれは町が払うのだと。それでは積んできた機材が5日間や1週間そこに置いてある。ぶっ飛ばしておいていいのですか。誰が入ってきてもいいのですか。何かが起こったら誰が責任取るのですか。それは利用者のほうの責任でしょう。町が安全のために自主的に配置した警備員ではないのです。機材も一緒に守って事が起きないようにしたのがこの警備員ではないですか。そうするとそれは利用者側はどう考えるのですか。利用者側はそこに置いてくればいいのだと、ぶん投げておいてくださいといったのですか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長、

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 米軍もあそこにはいました。夜も米軍の担当者がついておりました。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 警備員の話をちょっと整理しますけれども基本的には港湾を使うということで許可した中で警察との協議といいますかそういう中では抗議集会ということが一つ、それから町民の出入りというようなことで周辺の警備は自治体でやってくださいというようなこ

とでした。ただ荷さばきのところに荷物をおろしてというようなことですから、それについては米軍が警備に当たっております。ただ今いわれる話の中で周辺警備といったとしてもそれは原因者がそういう荷物を持って、そういう荷物というとちょっと語弊ありまけど、そういうような形で持ってくることよっての抗議集会とかがあるのだから原因者がそこら辺も含めて見られないのかというようなお話は防衛だとか第7師団だとか米軍だとかとそういうことで原因者が支払うような形にならないのかというようなお話はさせてもらっているということでございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 斎藤です。きのう金額を聞いて呆れたのですけれども入船料が約128万円。そして諸経費で支払ったのが104万円。差し引きでこれだけ慌ただしく気を使って責任を持ってやった仕事が収入が約24万円。わりに合わないです。たとえ地位協定で米軍に支払い義務がないにしろその分は防衛省が責任持つべきではないですか。町は諸経費の104万円それを国に戻してもらおう気はないのですか。荷さばき所の貸し切り料幾らになるかわかりませんが国に請求するという権利はあるはずなのですがそれはやるつもりないですか。これだけ合わせても約200万円ぐらいの実入りにはなるだろうというふうに計算しますけれども、24万円とは大分違う。これは自治体がきちんとやらなければならないことではないですか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） ですから現状の規則ではそういうふうになっていないということなのです。ただ今後について先ほど副町長も申しましたが要請活動を行っていくということです。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） それでは次、5番のところへいきます。町長は軍港はあり得ないとおっしゃいました。軍港の定義づけというのが必要だと思うのですが、私はこれを見たときにもう少し簡単に軍事利用ぐらいの持ち出しだとか積み出しだとかそういうような程度のことだろうと考えたのですけれども、ところが町長は記者会見でポートセールスには軍事関連もどんどんこれから進めていくし、弾薬輸送ももっと積極的な活用を願いたいと一歩踏み込んだ発言をしているのです。館谷町長のときです。本会議の席上でこの種の問題が議論されたときに、この港は防衛省からの予算は全く出ていないからそのような利用は考えておりませんと公式的に答弁しているのです。これは町として重大な方針転換だと私は受けとめたのです。この認識でいいですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず白老港に限らず白老駐屯地にも限らず防衛省もしくは自衛隊のものが港を利用して北海道に入ってきている現実を踏まえるとどこの港を使ってもらおうかというのはポートセールスも含めてそのまの者が営業をかけなければならないというふうに考えております。そういう意味で北海道に入ってくるのであれば白老港利用していただきたいという旨をそういう関係のところポートセールスをしているところであります。

前町長のお話もありましたがその中身については私も把握しておりませんので政策転換かといわれると、そういう意味では港を利用するということが防衛省とか自衛隊関係のものを私は受け

入れたいという意思がありますので、そういう意味で政策転換というふうに齋藤議員がおっしゃるのだったら政策転換かもしれません。

○議長（山本浩平君） 3番、齋藤征信議員。

〔3番 齋藤征信君登壇〕

○3番（齋藤征信君） 通常のまちの営業だというふうにいるのであればもっといわせてもらいます。このたびの共同訓練の主体はストライカー旅団と呼ばれるアメリカ陸軍の戦闘団。その任務というのはイランやアフガニスタンなどの紛争地帯での初期段階での緊急即応部隊、初期段階の偵察隊といわれているのです。積んできたヘリはアパッチと呼ばれる人を殺す攻撃用ヘリコプターで今まで訓練には参加したことがないというふうに聞いています。また共同訓練すると陸上自衛隊第7師団の本来の任務は米軍が攻撃されることに備え米軍の艦船や戦闘機を守る日米で防衛協力ガイドラインに沿ったものというふうに指摘されているのです。現在の国論を二分する集団的自衛権の推進訓練そのものではないですか。こう考えると弾薬庫を抱える白老港の活用に当たっては町長の発言というのは余りにも軽率な発言ではありませんか。そういう戦争のためのものがどんどん運ばれてくる。それも一般的な営業だとそういうふうなことで切りかえてしまうのであれば余りにも怖い話だし、やっぱり町長の発言というのは軽率な発言だと私は思うのです。不測事態がなかったからでは済まないと思います。こんな危険なものを容認したのです。その情勢を町長は考えなかったのかどうなのか。そのことにも踏み込む必要がないのだと町長はいわれるのかどうなのか責任ある見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 少し説明不足だったところもあるのですが戦争のためのものだけを受け入れるということではなくて、自衛隊には災害とかに対しての任務もありますのでその辺も含めて総体的なお話をしています。今齋藤議員おっしゃるように戦争のためだけの話をするとちょっとニュアンスが違ってくかと感じておりますので、自衛隊の任務全てに対してのお話をしていますので余り特化されるとこちらとしても答弁が詰まるところもあるのですが、今回の日米共同訓練のためのものが運んできたので今そういう話になってくるかと思うのですが、それは何回もお話しているとおり民間のコンテナ船で来ているということと町民の安全がまず確保されたということで承認しておりますので、これが本当に有事の際のものだけが来るとか核がくるという話になればそれはまた考え方が変わってくるかと思えます。

○議長（山本浩平君） 3番、齋藤征信議員。

〔3番 齋藤征信君登壇〕

○3番（齋藤征信君） 弾薬庫があるわけですから弾薬を運んだとか何とかそれに目くじら立てていちいち物をいったことないです。だけれども今回の事例というのは本当に戦争の訓練のためにやったものですから、その辺の区別というのはもっときちんと押さえてほしいというふうに思うのです。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ご質問の中でストライカーとかアパッチとかというようなことのお話がありましたけれども、まず米軍がどのような訓練をするか、あるいは陸上自衛隊とどのような訓練をする、そこについては当然私どもが立ち入る話ではございませんので答弁する

立場にないとは思いますが、ただ1問目で答えているとおり日米共同訓練をするという今回の目的は、先ほどもお答えしていますけれども日本の陸上自衛隊と米陸軍の部隊がそれぞれの指揮系統に従って共同して作戦を実施する場合における連携要領を実行動により訓練し相互運用性の向上を図るといふようなことで日米共同訓練を行っている。この訓練自体は今ご質問の中で言葉を使われましてけれども戦争に使っている、それから人殺しをするだとかそういうことではなくて防衛のための訓練というような位置づけの中で今やっていますのでそれはそれでこの訓練の意義があるかというふうに押えています。日米共同訓練がどうのこうのという論議をこの議会の中でする予定も当然ありませんし、その訓練自体は日本と米国の間での相互協定というような中で訓練をしていますのでそのものについてのコメントということは私どもはする立場にないというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 斎藤です。実際にどの行為が戦争につながるのかどうなのか、これはいちいち判断しなければならないということになりますとんでもない話になります。ただ私たちが願うのはこれが戦争だから、戦争に持っていかれるものだからではなくて、戦争につながるものには敏感に反応しなければならないということを私がいいたいところなのです。

最後の質問にしますので少しだけ時間いただきたいと思います。平和のまち宣言は私たちにとっても白老町の誇りの一つというふうに私は思っています。この宣言の理念は今がよければよしということではないはずで、次世代にわたって紛争の国やまちをつくることにあるのではないかというふうに思います。せっかく高額な税金をつぎ込んだ港だから活性化させたいという町民の気持ちは私も同じです。しかし収入のためなら軍事利用もありと考えるならば沖縄の新基地の建設だって、それから原発の再稼働だって、この問題とみんな同じではないですか。同質の問題だと考えます。今は多くの国民もそれをよしとはしていない結果が出ているのではありませんか。将来に向かって戦争の準備を回避し町民の安全・安心を守る責任は町長にあるのではないですか。今の情勢を見るときもっと平和に対して町長は敏感であるべきではないでしょうか。そうでないと平和のまち宣言が形骸化してしまう。それを心配するのですがそのあたりの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 平成16年に平和のまち宣言が宣言されておりまして、ここには大きくはやっぱり非核3原則の堅持と恒久平和の実現という2つの大きな目的があると思います。日本国は二度と戦争を起こしてはならないというのは私も全くそのとおりだと思います。それではその平和をどういうふうに維持していくのかというのはいろいろ社会で議論があるところだと思っております。今の平和のまち宣言のお話でありますので、それは白老町民だけが幸せ、平和であればいいということではなくて日本国が平和でなければならない。その平和のための日本国の専守防衛、集団的自衛権の話もありますけど、そういうことでは国内限らずアジア、世界の平和の実現に向かっていくという意味ではこの平和のまち宣言につながっていくと思いますのでそれに対して全く否定するものではないし進めていかなければならないと考えておりますので、いろいろな議論の中で港湾の利用も含めてきちんとした形で情報公開をして安全の確保もきちんとした中で今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） きのう町長が私は軍港化するとはっていないという発言をしましたけれども、しかし今度は防衛関連の輸出入も含めてポートセールスをするとも述べました。きのうもちらっと話が出たのですが、これはいかどうか迷っていていわないつもりでいたのですが、先日は旗揚げした期成会の席で町長はこの動きを私の立場からもお礼を申し上げるといつているのです。弾薬を抱えるまちの港に水陸両用作戦の着上陸訓練場の設置を目的にそれも方針の中に入れていた団体なのです。そうすると軍事機材を運び込む、そして艦船も入ってくる、そしてこういう施設もできてくれれば文字どおりで軍港化ではないですか。実際にこれは町長の考え方とも矛盾してくるのではないかというふうにも思うのですが、今回の事態はこのような雰囲気さえつくり出してしまったと私は受けとめたのです。ポートセールスというのは日常生活にかかわってもっと平和に行われるべき事業ではないのですか。安全かどうかというのは戦争につながる安全そういうものをきちんと見分けた上で、いえないものはこれはしようがない、国との関係でいえないものもあるでしょう、そのことを議論しようとは思わないけれども町民を守る立場からいえば町長が最低限注文をつけたり頑張らなければならない、体を張ってでも頑張るのだというその場合が出てくる必要があるのです。今回の事態というのは体を張ってでもやらなければならないと部分なのかどうなのかそういう見極めが大事だと思うのですがどうですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今回のコンテナ船が入ったところで何回もお話していますが、まずは見極めという意味では町民の安心がちゃんと確保されたと、ヘリコプターも組み立てはしますが海岸線を通っていく等々のお話がありましたので、これを自由にやらせればそこで組み立ててどんどん市街地にも飛んでいく可能性がありましたのでこの辺はきちんとお話をさせていただいて町民の安全を確保したということでございます。

それと期成会のほうなのですが目的や趣旨はいろいろあるのですが大枠では今の駐屯地の維持拡充のお話でありますので、それは白老町にとって大きな経済効果も波及があるということでもありますので私の立場からはまちと一緒に発展してきた駐屯地がある白老町にとって駐屯地の維持拡充には賛成している立場でもございますし、それを押し進める立場だとも思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 町の姿勢はわかりました。自衛隊の基地があるわけですから、それを拡充するかどうかというのは考え方の違いでそれはそれで私は云々するつもりは全くございません。ただあの中では水陸両用作戦の着上陸の訓練所、作業所そういう施設をつくるということが軍港の第一弾なのですから、その部分を押さえておいてほしいと。

大体姿勢はわかりましたので最後に町長の見解だけくどいですがけれどももう一回伺って終わりにします。平和というのは与えられたものではなくて自分たちが努力を積み重ねてつくるものだというふうにご心得ているのです。戦争体験を語る人も段々少なくなり一握りになってしまいました。くどいですがけれども私も議員の中の最年長といわれるまでできてしまいましたのでその立場からもう一回いいますけれども、小学生の時代にB29の機銃掃射で追いかけて逃げ回ったと

いう経験もあります。そして学校にも行けず毎日恐怖におののいていたときもありました。そういう日が二度とこないように努めるのが宣言の趣旨だというふうには思っているのです。町長は今回前例のない事態の中で1つの判断を誤ったのではないかというふうにも私は腹の中で思っているのです。再び戦場に教え子を送らないというのは教職員の合い言葉、私も30年それやってきたのです。そのスローガンを腹の中におさめて。教育委員をされた教育者としての町長の信念、平和に対する信念というのをもう一度伺って終わりにしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 平和の定義が難しいところだと思うのですが、私は生まれたときにはもう戦争終わってしまっていたので戦争の体験はありません。戦争の体験をしてきた方が高齢になって段々数が少なくなってきて後世になかなか生の声を伝えていけない現状も理解はしております。戦争は二度と起こしてはいけませんし、私の例えば知り合いとか自分の家族、子供も含めてそういうようなところに行くことを想像すると本当に戦争というのは恐ろしい、二度と起こしてはいけないというふうに考えております。平和は先ほど斎藤議員が自分たちで作り上げていくものだということも私も全く同じ考えでございますので、その平和のつくっていき方はいろいろな手法があると思いますのでこの辺はまた議論のするところだと思うのですが、大きくは二度と戦争が起きない日本にしたいと思いますし、そのために私は自衛隊も抑止力としてあるというふうに認識しておりますので今後も先ほどお話ししたとおり白老の経済活性化や災害やいろいろなイベント等々のおつき合いもしていただいている駐屯地とともにまちが発展していけたらいいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 力で押え込む抑止力ではなくて憲法9条に沿った平和外交で日本の国を守るのだとこれが基本だと思うのです。その立場でこれからよろしくお願ひしたいというふうに思います。終わります。

○議長（山本浩平君） 以上もちまして、3番、斎藤征信議員の一般質問を終了いたします。ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 0時12分

再 開 午後 1時15分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

◇ 広 地 紀 彰 君

○議長（山本浩平君） 次に8番、広地紀彰議員、登壇願ひます。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 議席番号8番、会派かがやき、広地紀彰です。通告に基づき町長に対し1項目3点について質問いたします。教訓を生かした畜犬の取り締まりについて。1点目、本年2月に起こった土佐犬に襲われて女性が死亡した事件について町が把握している経過と当時の

対応を伺います。2点目、本事件の原因や背景について町側の見解を伺います。3点目、尊い命が失われた事件を二度と起こさないための白老町の再発防止策についての考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 教訓を生かした畜犬の取り締まりについてのご質問であります。1項目めの土佐犬に襲われた死亡事件の経過と対応についてであります。事件発生後に苫小牧警察署から畜犬登録に関する照会があり、あわせて捜査に影響を与えることのないようにとの指示を受けたので苫小牧保健所等と連携し捜査の進展を踏まえた対応の準備を進めておりました。しかし3月下旬に警察から捜査が長期化すると示されたため捜査に影響のない範囲で竹浦地区の畜犬管理の文書回覧、海岸の注意看板設置、竹浦地区のパトロールの強化などに取り組みました。その後4月23日の逮捕を経て竹浦地区の大型犬飼い主の個別訪問、全地区飼い主への注意文書の送付、町広報紙等による全町民への注意喚起、苫小牧保健所及び胆振総合振興局との連名による全町海岸の看板書きかえ、未登録の大型犬飼い主への畜犬登録や管理徹底の指導などを順次行ってまいりました。

2項目めの原因や背景の町側の見解についてであります。畜犬の飼い主は法律等に基づき責任ある飼育をする必要があります、町は町広報紙や町内会回覧などにより町民の皆様に対する畜犬に関する周知活動に取り組んでまいりました。しかし近年は畜犬を家の中で買うなど飼育数はふえていくと推測されますが畜犬登録数や予防注射接種数に大きな変化はなく、また離れ犬の件数が多いことなどから飼い主の責務に関する意識の低下などの課題があると捉えております。

3項目めの再発防止策についてであります。畜犬の飼い主は人や家畜に危害を与えることのないよう責任を持って安全に飼うことが法律等により義務づけられております。町といたしましては二度とこのようなことが起こらないよう飼い主の自覚に基づく責任ある飼い方についての周知や指導などの強化に取り組む考えであり、特に大型犬につきましては安全管理をより徹底することに重点を置いた戸別訪問などに取り組んでまいります。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番です。まず本質問は本年2月26日に起こった離れ犬が女性を襲い溺死させた重過失致死事件に基づくものであります。まずもって亡くなられた犠牲者を悼み心からご冥福をお祈りします。本質問は教訓を生かしたまちづくりのあり方を問うものでしたが本議会の日程をかんがみ、どうしても正さなくてはならないと考えた確信の1項目のみを取り上げて本議会では質問させていただきました。この痛ましい事件を起こしたのはもういうまでもなく第一義的に飼い主の責任です。いうなれば飼い主が悪いのです。しかし昭和34年制定の白老町畜犬取締及び野犬掃討条例の第1条にはこのように書かれていました。この条例は畜犬及び野犬による人または家畜の危害を防止し、もって住民の安全を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。まさにこの住民の安全を保持することができなかつた、防ぎきれなかつたという由々しき事態に対してどのように対応をとってきたのかということ。そして何よりこうした人間の命を奪う飼い主や飼い方を許しておくまことにしてはいけないと誓って二度と尊い命が奪われることのないよう、脅かされることのないよう安心・安全なまちにシなくてはならない。こうした

大意を踏まえてこの質問を行ってまいりたいと思います。

まず1点目ですが人命が失われる痛ましい惨事により住民の安心・安全が奪われたこの事件に対し十分な対応が図られたのかについて質問してまいります。まずもって死亡事故発生から原因究明、事件、逮捕確定に至るまでの町としての情報収集、事態把握並びに関連してご遺族など当事者に関連する情報提供や経過説明こういった対応とそれに対する課題についてどのように整理されているかについて伺います。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。まずもって先ほど町長から答弁させていただいたとおり事件発生後の経過、対応をさせていただきました。本件につきましては刑事事件ということで私どもが知り得た3月3日以降警察の捜査により警察からの照会、例えば今回事件を起こした関係者の畜犬登録の状況、予防注射の状況であるとかこのような調査を警察から受けております。その際に事件捜査にかかわるものとして町としても慎重に対応を願いたいということがございました。そういったことを受けまして白老町といたしましては早期の事件解決に向けて逮捕なりそういった動きに対してそれを受けての準備をさせていただいた次第であります。この中で当然原因究明ということでございますのでまず事件の捜査を踏まえてということで実は捜査の行方を確認していたというところでございます。しかし実際には3月の下旬になってもなお捜査が長引くという状況に至った経過がございますので、その時点で町としての対応についての具体的なものについて警察との協議の中での取り組みを開始したところでございますが、当然捜査途上でございますので原因究明に対する情報が不足しておりました。今申しますように3月下旬でなお捜査が長引くということで4月2日にご遺族のご家庭を訪問させていただき、捜査に影響のない範囲でということでの警察との話の経過を説明した上で地区の町内会に回覧文書等を配布させていただく旨のご了承いただき、当然ご遺族に対しては詳しい経過、十分な説明にはその時点では至っておりません。そういったような経過を踏まえまして町といたしましては捜査に影響のない範囲で回覧文書ですとか看板を立てるですとかそういう具体的な対応をしてまいりましたので、今ご質問のような原因究明こういったものにはまず至っておりません。以降につきましては4月23日の逮捕を受けてより町としても具体的に捜査に関係なく動ける対策を組み、こういったものに順次取り組んだものでございます。ご質問に対しまして今申しましたように町といたしましては狂犬病予防法でありますとか動物の愛護及び管理に関する法律これらに関する町の条例等、また今出ました白老町畜犬取り締まり及び野犬掃とう条例これらに規定されているものを十分に町民の全ての皆様に伝え、これらが飼い主に理解されて行動することが町民の皆様の安全につながることであるというふうに認識しております。このような事件が起きたことに対しましてはこれらの広報啓発こういった活動が不十分であったということを反省し重大な課題として捉えております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

[8番 広地紀彰君登壇]

○8番（広地紀彰君） 8番です。関連もするのですがこの事件発生を受けた竹浦地区を中心とした近隣の町内会からも対応等に対して非常に厳しいご指摘やご意見をいただいていると思いますが、町内会、近隣住民からの要求とそれに対する対応や対応し切れなかった部分がある

のであればそのあたりの事情について詳しい具体的な説明を求めます。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただいまのご質問であります近隣町内会と住民の方そういった方からの問い合わせ等につきましては実は3月の下旬になって直接私が電話を受け対応した件が3件ほどあります。これらに対しましては現在警察の捜査中であるということとをまず大前提としてお答えをさせていただき、町としても十分な動きができないのであるということの説明をいたしてご理解をいただいていたというところでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

[8番 広地紀彰君登壇]

○8番（広地紀彰君） 事故ではなく事件として捜査が進む中で配慮が必要になってくる部分もあったというふうに今説明を受けました。今回の人の命が奪われてしまった事件に対してということで非常に関連機関との連携の部分についても配慮が必要であったというふうに私も認識しています。今回の例えば事件対応やその事件対応の方法などについては苫小牧保健所や北海道のほうとも、そして捜査への協力や情報提供、逆に情報の交換などについては警察署など関係機関との連携があったかと思いますがこの点について十分であったかどうかについてはどのように認識されているでしょうか。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） まず警察に関しましては3月3日に警察から照会を受けた以降、捜査の秘密ですので十分に話すことはできませんそういった前提で苫小牧署の刑事課との刑事の皆さんと打ち合わせを進めております。この後については早期の解決という動きについての確認ということではほぼ毎日のように警察とは連絡をとりながら経過を捉えておりました。

また苫小牧保健所につきましても当然今後の対応についての道としての考え方について指導をいただくべく打ち合わせをしながら連携を取ってまいりました。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

[8番 広地紀彰君登壇]

○8番（広地紀彰君） 8番です。今回の事件にかかわる経過報告の説明の資料もいただいています。3月3日から11月17日に至るまで今回の経過、対応については一通りまとめられています。何度竹浦を歩いたのか、何度もお叱りを受けたのか、何度登録のお願いに行って、何度電話して、何度電話を受けてこういった経過の報告書に書かれているだけではないさまざまな苦勞が今回の事件に対してあったかと思えます。ときに思いどおりには進まない関係機関との連携や課せられた秘密を守る責任と被害に遭われた遺族への情報提供や説明の責任、そして事件が見えない中で暮らしてきた地域住民の方の不安や改善が遅いという憤り、この狭間の中で最善を尽くすように努力を重ねてきたと私は理解しています。しかし結果としてとり返しがつかない事件を防ぐことはできなかったという現実に対する対応と責務に対する反省は、同僚委員からもありましたけど町民の生命と財産を守るのが自治体の役割ではないか、まさに住民安全を保持する町の責務が問われなくてはいけない。ご遺族への対応、地域住民への対応を含めた本事件への対応と課題について今回1点目の総括として本事件対応への総括をどのように捉えているのか説明

をお願いします。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただいまのご質問にお答えいたします。先ほどもご答弁申し上げたとおり法律ですとか条例こういったものを十分に住民の皆様にご理解いただいていないということの現実、こういったものに対する取り組みが不十分であったということの反省をまず1点重大な課題として捉えております。またこのたびの事件発生から3月中におきましては先ほども申しましたとおり捜査を早期に解決し動きがあるという前提、また捜査に対する支障のないようにということである意味慎重になったという部分は事実としてございます。結果としてこの間に例えば3月の早い時期に状況の経過ですとかそういった説明を住民の皆様にごすべきであったかということ、結果的にできなかったことに対する担当としての責任を感じております。最適であったかということそうではなかったという現実がありますので今後の取り組みの中でこの点を踏まえこのようなことがないようにということの考え方でまとめてございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

[8番 広地紀彰君登壇]

○8番（広地紀彰君） 教訓を生かした白老のこれからについて議論していくべく本事件の原因や背景について質問をいたしてまいります。まずもって畜犬の飼養頭数、戸数の把握。特に厳重な管理を要する大型犬種の把握など犬種別の把握や登録の実態などは押さえているのでしょうか。また予防接種の有無など現状でこの事件を受ける前から日常的に行ってきた実態把握がどのようになされていたのかについて具体的な答弁を求めます。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） まず畜犬の管理に関する頭数等の報告でございますが、毎年狂犬病の予防注射の実施いたしておりますがこれに関連しまして畜犬の登録頭数を把握してございますが、今年度は年度途中であります。26年12月現在で登録をいただいているのが1,257頭でございます。このうち現在までに予防注射を受けていただいているのが904頭ということで実施率につきましては71.9%でございます。この中で大型犬として捉えておりますのは現段階では79頭でございますがこのたび調査をする中での若干減っております。79頭のうち一番多いのがラブラドルレトリバーという犬種が29頭、またゴールデンレトリバーという犬種が17頭、これらが合わせて79頭でございますが、この中で土佐犬として7頭、このほか秋田犬が6頭これらの登録を確認しております。事件後7月中に未登録の大型犬等を含めて一とおり巡回をしておりますが、このたび2回目の大型犬の調査ということで今月に入りましてから2回目の調査を行っております。それで現在76頭の犬がいるということでの把握をさせていただいております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

[8番 広地紀彰君登壇]

○8番（広地紀彰君） この事件前までに行われていた未登録や予防接種の未接種の飼い主についての監視や指導と飼い主に対する飼い方のマナー告知など、事件前の日常的な啓発活動の実態についてその頻度や活動内容はどのようになっていたのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 毎年5月に年一度の予防接種、春の予防注射こういったものを5月の下旬に1週間ほどかけて全町全地区に予防接種の集団接種を行っております。毎年こういった時期を経て未登録の方に対するものについては不定期ではございますがこれまで担当の職員、それから巡回パトロールの関係職員により必要な予防接種の登録についての連絡等を行っております。また広報を通じましてこういった時期に全ての畜犬を登録することの周知を徹底することを引き続き広報等に載せながら周知しているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

[8番 広地紀彰君登壇]

○8番（広地紀彰君） 関連して今回事件を起こした飼養者の飼養方法等の課題については事件前からどのように把握されていたのか伺います。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 今回の事件を起こした方につきましては事件を起こした時点では竹浦地区に住んでおられましたが、それ以前には竹浦の別の地区に住んでおられました。その時点において近隣の方から鳴き声がうるさいということでの町への報告がございまして、町としてこの方に対する指導これについては困いをするというようなことで指導を行っていたところでございます。その後には事件起こした竹浦の住居に移転して現在に至る状況になってございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰委員。

[8番 広地紀彰君登壇]

○8番（広地紀彰君） 8番です。地域住民の方から伺うと、今現在の付近の方から伺うとやっぱり大分前から恐ろしかったと。犬を放していたのは今に始まったことではないのだという部分を相当いわれましたが、そのあたりの実態、その危険性の認識等をどのように押さえていたのか。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 本件についてはそのような日常のものについて実は町としては捉えてございませんでした。当然こういった情報があれば何も動かないということはありませんし、私どもは適切に飼っている前提でこういう情報を捉えておりませんでしたので先ほどの事件の2年ほど前のこと以降はこの方についての指導というのは特にございませんでした。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

[8番 広地紀彰君登壇]

○8番（広地紀彰君） こういったことが二度と起こらないようにするための事前の情報の周知の部分について大きな課題があったのではないのでしょうか。今回どうしてもこれは触れなければいけないですが11月8日に再び放れ犬が釣り人を襲いかねないと警察のほうから通知があり対応されたということを知りました。ようやく警察や担当課の出動と車内避難によって釣り人の方は難を逃れていたのですが、また2月の惨禍が再現されかねない事態になってしまいました。これは結果的に咬傷事故にならなくて済んだのですけど、なっていたらというのと再発防げなか

ったという部分で相当に信用を失ってしまいかねない由々しき事態だというふうに押えたいと思うのです。11月8日についても今回の事件と大きな関連があると伺っています。こういった部分の今までの情報の把握、当然犬の移動等も把握はされていたと思いますがこのあたりの管理に対してどのような把握をされ、また指導してきたのかについて。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 先ほど報告のとおり、この2月の事件を受けまして逮捕以後大型犬として私どもが捉えている飼い主に対しましてはそのようなことがないようにと1件ずつの指導、これは早期の文書配布から戸別訪問を含めて対応いたしました。特に竹浦地区におきましてはいち早く4月以降5月に入りますがそれぞれ大型犬を飼っている家庭に職員が訪問し、今回11月に事件が起こした方に対しても個別の訪問をさせていただき現状を把握させていただいております。当然安全に飼うこと、施設を含めてそれぞれ竹浦地区の皆様にはお願いをし十分な注意をあわせてお願いをして回っております。今回の事件を起こした方、11月の方についても当時は施設を安全に管理しているという捉えで私どもの意向を受けて安全に管理させていただいているという前提で指導してまいった経緯がございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 亡くなられた方の仏前にお参りをおそらく課長もたくさんされていると思うのですが、私が行ったときにまだまだ若い亡くなられた方の写真を見て手を合わせている中で素朴に思ったことは2つしかないのです。何でこの人死ななくてはいけなかったのだろうか自分たちは何をやってきたのかということ。無念を私たちは教訓に変えて二度とこのようなことを起こさないようにと決意するだけではなくて形にしないとだめです。現状担当課が職務として啓発活動を頑張っています、指導も努めているとその状況は私は理解しました。しかし何度飼い主にいってもだめでしたではもう許されない。この畜犬条例の趣旨である住民の安全を保持する目的が今やぶられている中でより強い町としての指導、是正措置を講ずることができる仕組みづくりのために白老町の畜犬条例の改正を強く求めさせていただきます。

日本では初めて危険犬種を指定して登録の厳格化や危険犬種は必ずおりで飼わなければいけないといった畜犬の飼養方法に率先して取り組んでいる茨城県の条例ですが担当課の方に伺いました。茨城県においても昭和53年秋田犬によって咬傷死亡事故が2件続けて起きたことを契機にしてこの条例が制定されたと伺いました。犬を厳しく飼うということだけではないのです。目的は動物との共生のためにも一緒に仲良く暮らしていくための一般飼い犬と軍用犬や闘犬は違いますと区分して管理することが人間も守るし動物も守るのだという説明を受け私は大きく共感しました。さまざまな点で相違はありますが畜犬の飼育を定めている白老町の畜犬条例の第4条畜犬の飼育です。これは2項目になっていますが要約すれば人または家畜に危害や迷惑をかけないように飼育すること、そして飼育する場所は清潔にすることの2点が書かれています。茨城県の条例ではこれに加え適正に飼育できる施設を設けること、おりだとかです。これは条例施行規制のほうに定められています。そして逸走した場合はみずからの責任で捜索し收容する義務が定められています。今回報道機関のほうで2014年の記憶としてあなたが選ぶ重大ニュースとして、土佐犬が主婦を襲う・飼い主逮捕が残念ながらその候補の1つになっています。道内の重大ニュー

スにも選ばれかねない重大な事件が起きたこのまちとして、ぜひ強い是正措置を講ずる必要があります。中でももっとも強く感じた欠点はいくら指導してもあくまで指導に従わない飼育者がいたらもうどうしようもないのです。大変ご苦労されていますよね。別の方に対しても何度も登録してくれと事件後も歩かれています。でも登録するまでに相当時間がかかっている。茨城県では飼い主の守らなくてはいけない事項、遵守事項が守られていない上につながれていない犬がもしいた場合は当該職員が飼い犬であっても捕獲してこう留させることができるように定められています。つまり代執行できるということです。町が代わりに危険を回避できるに捕まえることができるということです。白老町畜犬条例は昭和 34 年に制定されもう既に半世紀がたっています。当時想定できなかった環境、そして安全意識の高まりの中で実態に則して代執行権限など、今答弁にあった飼い主の自覚これに頼っていなくても町民の命を守るための措置を講ずることができるような条例整備が必要と考えますがこの点はいかがですか。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただ今の対応について若干補足をさせていただきたいのですが、私どもは安全に飼われているという飼い主との信頼関係のもとに確認した以降に 11 月 8 日逸走する、逃げ出すという事件が実際に起きてしまいました。新聞もご覧になっておられるかと思いますが約 2 時間ちょっとで町職員が元の位置に戻り大きな事件には至らなかったというのが今回 11 月 8 日の件でございます。これを受けて私どもは 2 月の事件こういった死亡事件が起きていることを踏まえて、この飼い主との信頼関係こういったものが管理上問題があるということで今申されたような町条例に基づく対応といたしまして、町長の命令としてこれを保健所のほうに移送したということで対応させていただきました。関係するこの 1 頭だけではなくて飼って 3 頭全てを保健所のほうに移送するという現在の条例の中で対応させていただきました。これらの対応についてはやはり今回の 2 月の事件を受けて二度と起きないようにというこの強い指示を受けて対応させていただいた経緯がございますので、結果として 3 頭のうち逸走した 1 頭は殺処分となり、そのほかの 2 頭についても白老町外の安全に買っていただける方に引き取られたということでは終わっておりますが、あくまでもこの飼い主に対して二度と起きないようにということで強い態度を持って対応したという経緯がございますので現在の条例においても私どもはこういった適切な対応を今後もしていきたいという考えは一つございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 8 番、広地紀彰議員。

[8 番 広地紀彰君登壇]

○8 番（広地紀彰君） 端的に確認します。それは飼い主の同意を得て殺処分にしたということですか。確か同意があったというふうに伺っています。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） そのとおりです。本人の飼い方に対する問題そういったものを確認した上で本人に書類を書きいただき殺処分そういった手続きを踏ませていただきました。

○議長（山本浩平君） 8 番、広地紀彰議員。

[8 番 広地紀彰君登壇]

○8 番（広地紀彰君） そうなのです。確かに白老町の畜犬条例についても整備はされていま

す。殺処分を含めて命ずることができます。罰則もあります。でも飼い主がイエスといってくれなかったらできないのです。つまり代執行まで踏み込めないのです。最後になります。町長に伺いたいと思います。この調査で聞き取りに歩いている間でこういわれました。元気まちなのに散歩やジョギングも安心してできないとはどういうことなのだと。皮肉に耳の痛い思いはしましたが残念ながら事実です。誰ももう海岸なんか歩いていないといわれました。予算特別委員会などでも同僚議員からこういった厳しい指摘も質問としてありましたが、これは犬が人を殺したから対策をとりましたということだけではないと思うのです。結局1人の命を失われたという無念を、町の安全が失われたという無念を教訓に変えて何としても町民の安全を守るというまちづくりの強い決意として私は条例を改正していただきたいのです。犠牲を取りかえすことは私たちにはもうできないのです。ただ犠牲を二度と起こさないということは私たちにはできるのです。ですから町長が感じている事件を押さえ、そしてこの教訓を無駄にしないまちづくりを進めるという決意を条例改正の形としてぜひ決意していただきたいと思いますがこのあたりについての見解を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長

○町長（戸田安彦君） ただいまのご質問の件に対してはご遺族のお気持ちを重く受けとめております。私は二度とこのような悲惨な事件が起こらないように強い思いを込めて担当に伝え、ただ今ご答弁申し上げたとおり町としての具体的な対策に順次取り組んでまいりました。今後におきましても広地議員おっしゃるとおりでございます。白老町の畜犬取り締まり及び野犬掃とう条例等に規定する畜犬管理に関する指導や不適切な飼育者に対する立入調査の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。これらの具体的な取り組みを踏まえ必要となる事項について本条例の改正につきましても今検討を進めておりますので今後対応をしていく考えでございます。二度とこのような悲惨な事件が起こらないように安心して町民が暮らせる、散歩ができるまちに継続的に考えておりますのでこの畜犬管理につきましても取り組みを強化していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で、8番、広地紀彰議員の一般質問を終了いたします。
ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 1時58分

再 開 午後 2時09分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
一般質問を続行いたします。

◇ 西 田 祐 子 君

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員、登壇願います。

[7番 西田祐子君登壇]

○7番（西田祐子君） 7番、西田祐子でございます。一般質問を本日最後でございます。よろしく願いいたします。

今回は交通弱者対策と町立病院の方向性2点についてお伺いいたします。交通弱者対策につい

て。交通弱者について日本では2つの意味で使われております。1つ目は自動車中心社会において自家用車もしくは運転免許証を持たない、または持たないために移動が制限されている人、2つ目は交通事故の被害に遭いやすい人に分けられます。国は移動に制約を受けている人を移動制約者としています。また国土交通省は移動制約者の定義と配慮事項として移動という行為は社会資本において最も重要な行為の一つといえると明言しております。今回は移動に制限を受けている人、移動が困難な人の現状と対策について質問させていただきます。

(1)、買い物難民、通院難民という言葉聞くようになり久しいのですが具体的にどのような対策を講じているのか伺います。

(2)、戸田町長は民間経済人出身ですから市場調査、ニーズ調査をしっかりとされて企業経営をされてきたと思います。白老町の交通弱者についてどのような調査を行い現状と課題の把握をされていますか。交通弱者あるいは移動制約者の具体的な定義と人数について伺います。

(3)、町民から元気号バスの運行上の不便など指摘を受けて改善の検討をしていると思いますが元気号バスの利用者数はこの10年間どのように推移しているのか伺います。

(4)、利用者数の減少の原因はどのようなことだと考えているのか伺います。

(5)、移動困難者対策は元気号バスのようなコミュニティバスのほかに検討されている方法があるのか伺います。

(6)、検討されている方法があればそのメリット・デメリットを伺います。①、利用者の利便性、②、まちの財政負担と利用者負担、③、雇用財政の影響。

(7)、低所得な交通弱者への財政的支援を考えているのか伺います。

○議長(山本浩平君) 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長(戸田安彦君) 交通弱者対策についてのご質問であります。1項目めの買い物難民、通院難民についての具体的な対策についてであります。買い物難民、通院難民といわれる方の対策につきましては元気号の運行や重度障がい者へのタクシー料金補助、人工透析患者の送迎サービスを実施しており、民間事業者が行っているものとして買い物バスや移動販売車の運行のほか宅配サービスの実施、要介護認定者や障がいのある方を対象とした福祉有償運送や通院患者送迎バスの運行などが実施されています。

2項目めの交通弱者の調査と課題、具体的な定義と人数についてであります。交通弱者の多くは高齢者、障がいのある方、子どものほか運転免許持たない方などさまざまに何らかの理由で公共交通機関の利用ができず移動に制約がある方と考えられ対象者把握は困難なため調査は実施していません。

3項目めの元気号の10年間の利用者数の推移についてであります。10年間の利用者数は平成16年度は約6万4,000人、17年度約6万7,000人、18年度約6万2,000人、19年度から21年度までが約6万1,000人と年間6万人を超えていましたが22年度が約5万3,000人、23年度約4万8,000人、24年度約4万人、25年度約3万2,000人と年々減少しています。

4項目めの利用者数減少の要因についてであります。利用者数減少の要因につきましては具体的な内容を捉えていませんが高齢化率の上昇、路線や時間帯の不便さ、いきいき4・6の入浴料金やバス利用料金の値上げなどさまざまな要因が考えられます。

5項目めの元気号の中で検討されている方法と6項目めのそのメリット・デメリットについては関連がありますので一括してお答えいたします。運送手段には大きく無償運送と有償運送があり無償運送を行う場合で町が行う場合は利用者にとってメリットが大きく負担は町が全額になります。また町民の間で無償ボランティアとして行えば町の負担は生じません。有償運送を行う場合は道路運送法における登録または許可を要します。元気号の運行形態は一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行に当たり現在は事業者に対して赤字分を町が補助しており利用者は乗降場所と時間を合わせなければなりません。そのほかの形態としては区域運行の典型例であるデマンド交通があり検討対象となりますが、利用者の利便性は高まりますが事業者の確保が困難であることや運行経費の増大になります。さらに有償運送には自家用有償旅客運送がありそれは市町村運営有償運送や福祉有償運送、過疎地有償運送が分類されております。自家用有償旅客運送については利用者にとって自由度が高いことから利便性が高くなりますが、バスやタクシー事業者による補完サービスとしての位置づけから調整を要し登録許可が必要となります。民間事業者が行えば町の負担は抑制されることとなります。以上のようにさまざまな手法の情報収集や法改正等の把握は行っておりますが現時点においては元気号の改正以外の対策を具体的には進めておりません。

7項目めの低所得な交通弱者への財政的支援についてであります。現在運行している元気号は検討の結果によって一律100円の有料化を図ったところであり現時点では低所得な交通弱者に対する財政的支援については考えておりません。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今ほど町長のほうから答弁いただきましたけれども1項目めに関しましては大体そうだと思っております。特に腎臓機能とか重度心身障がい者タクシー料金扶助とか、そのほかにもここには書いていませんけど福祉有償による運送とか町としてはさまざまな対策をされているかと。その中から今後白老町がやらなければいけない買い物弱者とか通院弱者に対する対策について議論させていただきたいと思っております。

まず前回もそうですけれども今回もそうなのですが移動困難者のアンケート調査について対象の把握が困難なため実施していませんとこのように答弁していらっしゃいます。それでは元気号バスを利用している方々がどこの地域にどのくらいの人数がいるのか把握せずどこを走らせようとしていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 元気号の関係でございますがどこにどのくらいの人数がいて、どういう形で走らせているかということでもあります。実際にどの地域に移動困難者と思われる方がどれだけいるのかというのは先ほどの答弁のとおり実態数というのは把握しておりません。昨年6月の改正前に行っておりました元気号の路線等におきまして、その路線ごとのバスの利用者数等を把握した上で協議会のほうでアンケート調査を行った結果等を参考に路線の選定を行い路線を決定し運行をしている状況であります。ですから実際に運行を昨年の6月に改正いたしました町民の皆様の方からいろいろな苦情及び要望等が寄せられた中で、それを参考に現在改正に向けて協議を進めている段階でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 利用者数の減少もはっきりとした原因は押さえていません、押さえることはできませんとも答えていらっしゃいます。移動困難者の方々が何に困っているのか、何を必要としているのか把握できていません。それで今元気号バスの運行見直しをしますという答弁でしたけれどもニーズに答えることができるのでしょうか。先ほどもいいましたけれども元気号バスを利用している方々がどこの地域にどのくらいの人数がいるのか、そして何を必要として何に困っているのかそれは把握するということが私は必要だと思うので何度もいってしまいますけれどもなぜできないのかということです。私はいろいろな高齢者の方々のところに行かせていただくのですが、以前はバスに乗っていたけどもうバス停まで歩いて行けなくなりました、今は乗っていないというような声も聞いております。実際にそのような事実を把握していらっしゃるのでしょいか。その辺をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 実際に今議員からお話あったように以前は乗っていた、改正あるなし別にして近くのバス停までなかなか行くことが難しくなったために元気号を利用できなくなったというお話は私も聞いております。またいろいろな面で以前は乗っていたけれども料金の問題等についてのご意見もございました。各地区ごとの人数を把握する必要があるということで議員からお話ありました。確かにその地区、地区で元気号を利用したくてもできない方、また他の利用できるものがなかなか利用できない方、そういう移動困難者といわれる方々の人数等の把握というのは必要かと思いますが、今答弁ありましたとおりどういう方向で把握することができるのかというのが私どももいろいろ考えた中で一番いいのは町内全軒に調査をお願いするということも必要だとは思いますが、以前町民の意識調査をやった中でもアンケートの結果として答えていただいた方については元気号を利用していないという方の回答がほとんどだったものですから、それで全軒調査した場合においてどのぐらいの回答が来るかというののもちょっと私どもも懸念した部分もあって実際にやっていないというところが実態としてあります。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それではちょっと違う視点でご質問させていただきます。今ほど全軒調査がどうのこうのといいましたけれども、全軒調査をするという前提ばかりが調査ではないと思うのです。やはりいろいろな調査の仕方があるのではないかと思います。まず前段としてお伺いします。高齢の方々、移動制約者が介護度でいったら要支援、要介護どの程度の方だと理解していらっしゃいますか。また考えていらっしゃいますか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 高齢者の中で移動困難者と思われる方につきましては介護の認定の度合いからいけば軽度の方というのは何らかの方法で行くことができる方も多々いらっしゃると思います。ただやはりどうしても不自由な部分で特に歩く方法とかそういうことで軽度であっても支障をきたす方というのも当然いらっしゃると思います。また介護度が重度になればなるほどそういう形での移動に制約のある方が多くなるというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） すみません、私一番最初に聞いていますよね。交通弱者の方々の移動制約者この方々の定義についても私聞いていますよね。ここでは1回目の答弁で答えいただけませんでしたけれども、高齢者の方々の移動制約者は介護度でいったら要支援、要介護どの程度と書いていらっしゃるかと私聞きましたけれども、交通弱者の方々、移動制約者の方々の移動制約者の定義というものは国土交通省とか厚労省とかそういう国のほうで一定の見解を示されております。というのは特に災害時の避難するための要支援者そういう方々のことも想定されまして、大体移動困難者といわれる方々は要介護3以上です。移動制約者といわれる方は要支援、要介護つまり移動困難者要介護3以上のようなそちらの方は重たい。そうではなくて軽い方々のことを移動制約者と定義しております。ですからまずそういうようなことを調べていただいて、そして実際に白老町で介護認定の要介護要支援者のうち在宅の方が何名いらっしゃるのか、また何世帯あるのか、その世帯のうち自家用自動車がない世帯は何世帯なのか。まずそこを調べられることが大事ではないかと思えます。サンプリング調査といたしまして、福祉課に職員が何人いらっしゃるかわかりませんが、もし一日に1人で5人電話をかけて確認するというのもできるのではないのでしょうか。例えば障がいのある方、この方々は障害手帳の発行数わかります。また障がいの種類もわかっていらっしゃいますから手に障がいを持っている方とかそういう方々は移動制約者にはならないのです。それ以外の方々が移動制約者になるわけですからそういう方々の世帯数もわかると思えます。そういう介護認定を受けている方々、また在宅で障がいを持って住んでいらっしゃる方々、その方々の中で自動車があるのかないのかまずそういうことを聞いて、買い物に困っているのか困っていないのか、通院はどうされているのか何日か職員でやられたらできるのではないかと思うのですけれどもいかがなものでしょうか。それでもなおかつ調査することは非常に難しいのでしょうか。もちろんこれで全部が全部高齢者の方々を把握することができません。でも少なくともできるのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今議員からお話のありました避難時において困難者、要介護3以上という定義もございます。それより程度の軽い方という形での移動制約者という形で分けられるかと思えます。今議員のほうでご提言ありましたような形の要介護認定者及び障がい者、その中で在宅の方の中で今自家用車を持っているとか移動にどのような制約があるとか、それには通院とか買い物も含めてという形でのお話でした。全軒は多分かなり難しい部分は出てくると思えます。その中でも今いわれたサンプリングというのは職員の中でいろいろと作業をする中でやる方法というのは考えればできる部分もございます。ですから答弁の中で実施していないという形でお答えしていたのは事実でございますが、今後今いったような議員からのご提言があった部分そういう形で要は枠の中でのどのぐらいの人数とかそういう形での把握はある程度できてくるかと思えますので、そういうものを参考に町内全体の割合とそういうような形での集計等ができるというふうに認識しましたので、今後課の中でいろいろな検討をさせていただいて実施の方向で進めたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子。

[7番 西田祐子議員君登壇]

○7番(西田祐子君) ぜひ実施していただきたいと思います。これからどんどん高齢社会を迎えていく中で特に後期高齢者の方々もふえてまいります。やはり今押さえておくことによって今後どういうニーズが必要になってくるのかということも多分そこから見えてくるのではないかと思いますのでその辺ぜひよろしく願いいたします。

次のところにかかせていただきます。町民から元気号バスの運行上の不便なことを指摘受けてということで10年間どのように推移しているかということをお伺いしました。平成16年に6万4,000人いらっしゃった方が25年では3万2,000人、約半分に減っております。過去10年間のまちの負担額、推移はどのようになっているでしょうかお伺いいたします。

○議長(山本浩平君) 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) 正確な数字は今持ち合わせておりませんが大まかな数字で答弁させていただきます。平成16年から大体毎年2,000万円から3,000万円程度の経費がかかります。その中で昨年5月までは一部のみ有料という形で料金収入は毎年何十万円程度という形になりますのでほとんどが町の財源でやっておりました。以前は社会福祉基金を活用いたしまして財源に充てておりましたが昨年度につきましては国の補助金を活用いたしまして、25年度につきましては一般財源の持ち出しが約1,700万円程度だったと記憶しております。それ以前につきましては大体先ほどいいました金額で推移してきていると思います。

○議長(山本浩平君) 7番、西田祐子議員。

[7番 西田祐子議員君登壇]

○7番(西田祐子君) 人数は減っているけれどもかかる経費は大して変わらないと非常に効率が悪く状態に今なっているかと思っております。それでなおかつ利用者の方々から使いづらい、なかなか使えないというふうになってきたときに一体どのような形でこの問題を解決していけばいいのかと私自身考えております。ただお年寄りのところに行くとなるとバス停まで行けなくなった、そしてお父さんが車に乗るのをもうやめたそのような声が多くなってきています。そういう中で移動制約者の多くは高齢の方だと思っておりますが、元気号バスのことに対しまして高齢者担当課はどのようにお考えなのでしょうか。その辺をお伺いいたします。元気号バスということだけではなくて高齢者担当課のほうではこういうような状況、生活の不自由さについてどのようにお考えでしょうか。

○議長(山本浩平君) 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時34分

○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ほかの質問をお願いします。

7番、西田祐子議員。

[7番 西田祐子議員君登壇]

○7番(西田祐子君) それでは次の質問にいきます。コミュニティバスのほかに検討されている方法があるのかということについてお伺いいたします。確か平成6年でしたでしょうか元気

号バスが運行されて以降介護タクシー、福祉有償運送が開始されたと思います。サービスの開始以後この10年間介護タクシーの利用人員、福祉有償運送の利用人員をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず数字的には介護タクシーにつきましては民間の事業なものですから当方では人数は押さえておりません。福祉有償人員でございますがこの10年ということなのですがその数字につきましては24年と25年の数字は今持ち合わせてありますが、それ以前の数字は今持ち合わせておりませんので24年と25年の人数をご答弁申し上げたいと思います。平成24年度ですが福祉有償運送の実績といたしましては福祉有償の事業を行っている事業者が4事業所ございます。輸送回数につきましては年間1万1,136回。続きまして25年度ですが事業者といたしましては1事業者がふえまして5事業者で延べ回数が1万1,763回という形になっております。各事業所的なものにつきましては一番新しい事業所は全て増加いたしました。ほかの以前からの事業者につきましては前年実績を下回っているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今ほど24年と25年の福祉有償運送についての数字を教えてくださいましたのですけれども、ニーズは新しいところはふえているけどほかのところは減っている状況にあると。これについての理由はどのようなことでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 1事業者が新設になったということで24年は実績なかったものですからそれが全て増加という形でご答弁を差し上げた次第でございます。残りの4事業者につきましては主に町外への通院に要する送迎の減少これが一番の要因と、あと法律の改正によりまして障がい者等のサービス報酬の改定等に伴いまして送迎加算が単価保障されたことによつて、福祉有償のほうで利用していたものが障がい者のサービスのほうで加算がとれるということになったのでそういうものが減少の要因となっております。ですから以前は個人で払っていたものが障がい者のサービス報酬を利用している場合においてはそちらのほうで報酬を事業者がもらえるということに改正になりましたのでその分回数が減ったという形になっていると思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 全体の数字としましては余り減っていないということになってくるかと思うのです。先ほど私10年前のバスの運行の人数を聞いて昨年度の半分といたしましたけど、やはりここに福祉有償運送の方々が参入されたことによりまして、最初元気号バスが運行されたころには確かにそれで全て網羅されていたと思うのです。病院に行くにも何をするにも。でも実際に高齢化が進んできて福祉有償とか介護タクシーとかそういうさまざまなものができてきてそちらのほうにも随分人が流れていっているのかと私はそう感じております。一概にただ単にバスのダイヤ改正だけの問題ではないような気がしております。ですから移動制約者といわれる方もバス停まで行ける人、そしてバス停まで行けない人の2つに大きく分かれるのかと。バス停まで行ける方々はまだ元気号バスに乗って病院なり買い物なりに行っていると。でもバス停までも行けない人たちは介護タクシーとか福祉有償運送そういうものをお願いするようになってきている

のではないかと私は思っています。そこでドア・ツー・ドアのサービスが必要となってくるのではないかと。介護タクシー、福祉有償運送の需要が高まっているのではないかと私は推測しております。元気号バスの運営改善を考えるとドア・ツー・ドアと密接な関係があると思います。元気号バスや福祉有償運送、介護タクシーの運送実績をもとにサービスの一体化を考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今の議員のご質問でございます。確かにバス停に行けなくなった方、元気号バスを利用できなくなった方が自分のご自宅の前まで来られる介護タクシー、福祉有償等を利用されるということはあるというふうに思っております。元気号につきましても鉄北地区につきましてもバス停以外のところでも乗ったり降りたりすることは自由になっておりますので、ただそれが路線上のところなのでご自宅から路線までの道路まで行けないという方も多々いらっしゃる場合も当然考えられるわけで、その辺については今の元気号がご自宅まで行くというのは当然難しい話だと思います。そういう中で介護タクシー、福祉有償等の利用をしていただくということはやはり個人で考えると個人負担というのが非常に大きい部分が出てくるかと思っております。サービスを一体化して考えるべきということでございますが、やはり元気号については路線的なものがある、それと介護タクシーとの一体化というのはなかなか難しい部分というのは考えられます。やはり元気号の今抱えている問題点、それを少しでも解消して少しでも利用ができるような形で改善していく方法を今いろいろな中で協議をしていきたいと思っております。そのほかに介護タクシー等の利用をやっていただいて町民がいろいろな場所に行けるような形をとれば一番いいかと思っておりますが、やはり問題点となるのは個人負担の問題が出るかというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

[7番 西田祐子君登壇]

○7番（西田祐子君） 個人負担のことにつきましては最後のところでもう一度お話ししたいと思っておりますので、その前に私は何度もこの問題元気号バスのことについてはもう皆さん耳にタコがよるくらい質問しているのでわかっていらっしゃると思いますけれども、これはドア・ツー・ドアのサービスとそうではサービスに分けられるということをお伝えしたつもりです。私はむしろ循環型バスの時代ではなく新たな形の運行方法、特にドア・ツー・ドアのサービスは現在介護タクシー、福祉有償運送、そしてそのほかにはデマンド交通、過疎地輸送、一般のタクシー会社そういうものがやっているわけです。こういうような民間の事業を実際に担っている方々があるのだから、実際にやっている企業さんとかNPO法人とかにだったらこういうことはできませんかといって具体的にご相談したことはあるのでしょうか。難しいといわないでまずは聞いたことはあるのでしょうか。その辺をお伺いしてみたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 公共交通全般の担当ということでお答えします。町長の答弁にもございましたが現在のところ元気号の改正ということを具体的に進めておりまして、そのほかのさまざまな手法の導入に当たっての具体的な進め取り組みは現在ところはしておりませんので今ご質問のあったことについてはまだ着手しておりません。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ここで町長にお伺いしたいのですけれども、今ほどまだできる状況ではないような旨の答弁をいただきましたけれども、町長はことし3月にもいっていますけれども町民と行政による協働のまちづくりの深化を図っていくことが必要だと。1つ目には協働、連携による活力ある産業のまちづくりということを述べていらっしゃいます。私はまさにこれがそうなのではないかと思っているのです。いろいろなものをつくったり売ったりすることも大事ですけれども、こういうようなことをまず白老の民間業者でもうやっているところもあるしNPOもあるのです。だったらまずそういうところと一緒に協働、連携するこれをやるのが本当に町長のおっしゃっている、目指している協働のまちづくりではないかと思っているのですけれども民間と協力してやるのがそんなに難しいことなのかと、私はこんなことでいいのかと今ちょっと不満に感じています。町長は来年10月には私もそうなのですけれども任期を終えるわけです。やはりその前に一つ形としてそういう方向性もきちんと掴んでいくことも大事なのではないかと思うのですけれども町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 民間の活力を活用するということが白老町の財源が今厳しい状況がなくなっていくと思います。西田議員おっしゃるとおりで、先ほど担当課長のほうでもニーズの把握の実施の話もございましたが、10年前からの過去から比べると約利用者が半減しているということの原因の1つに先ほどお話した福祉の有償運送とか介護タクシーとかいろいろ制度が変わったり新しく起業したり、あと買い物についてはスーパーがバスを出す、病院については医療の関係のバスを出す等々の別な足ができていくのも事実だと思いますので、その辺と今いっている元気バスとの兼ね合いをきちんとしたニーズ把握の中でどういう形で町が決まっている財源もしくはその財源を膨らませない形で民間の活用をしていくというのは西田議員おっしゃるとおりだと思います。今は先ほど企画課長がおっしゃっていたとおりダイヤの改正で今そちらのほうに集中しておりますので、それとあわせて利用者のニーズの把握で別の方法、手法があるのかというのは考えていかなければならないというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 町長ぜひ前向きに検討していただければと思います。

それでは先ほどの移動制約者の方についての質問をさせていただきます。話が見えなくて困っていらっしゃるかと思うのですけれども、元気号バスを運行する問題とかいろいろ今まで議論させていただいたのですけれども、やはり乗れなくなった方の多くはほとんど高齢者だろうと。そういう高齢者の方々がたくさんいらっしゃる。ほとんどが高齢者の移動制約者だろうということで高齢者担当としてはどのようにそこを考えましょうか。つまり日常生活の中で移動が制約される、困難である、そういうことに対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 元気号の影響は別として実際今先ほど議員がお話していたとおり後期高齢者の方たちがふえているということと単身世帯がふえているとい

うこともありまして、運転免許を手放すという方が実際多くなっている中で移動手段としての必要性はあるというふうに押さえております。移動手段の確保というか必要性はあるというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ありがとうございます。途中から参加していただいて答弁していただいて感謝しております。

続けさせていただきます。平成26年度の国の関係省庁の買い物弱者対策関連事業がホームページに載っておりました。関係省庁が厚生労働省、国土交通省、産業経済省、農林水産省です。複合型の補助事業はいろいろありますが町としてそれぞれどのように検討されてきましたか。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員もう一度お願いします。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 平成26年度関係省庁の買い物弱者対策関連事業としてホームページに載っておりました。関係省庁は国の厚生労働省、国土交通省、産業経済省、農林水産省です。複合型の補助事業がたくさんありますけれどもまちとしてそれぞれどのように検討されていますか。つまり厚生労働省、国土交通省、産業経済省、農林水産省別々に買い物の弱者対策関連事業として補助金事業がたくさんあるわけなのです。それをそれぞれのところに当然健康福祉課に厚労省のほうからとか国土交通省とか産業経済省、農林水産省から通知来ていると思うのですが、そのような補助事業は検討されなかったのでしょうか。それをお伺いしています。

○議長（山本浩平君） 西田議員、ホームページをご覧になったのであれば具体的にこのことでこれはいいと思うけれどもそれに関してどう思いますかとか具体的に質問していただけますか。ホームページでご覧になったものでこの部分はこうだけれども、それについて検討したことございますかとかそのような質問をしていただけますか。

高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今のご質問の趣旨は買い物弱者対策で各省庁が補助事業を出しているということで例えば厚労省で出している補助事業については健康福祉課がだとか、経産省が出しているのは産業経済課がどういう対応をしているのかということのご質問だと思いますけれども、総合的には多分企画のほうになるのでしょうかけれども当然各課で関係省庁から出たものは情報として掴んで対策を考えていかなければならないと思いますけれども、ことしについては買い物弱者対策についての具体的な検討は各課においてされていないというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 私は検討してだめだったのかとちょっと思っていたので想像していたことと違ったものですから申しわけないのですけれども。この事業を平成22年度もっと前からやっているのです。そして北海道でも、私は昨年度とことしの分しか調べていないのですが、昨年度でしたら33市町村で総額2億680万円、今年度は41市町村で総額2億9,480万円。買い物弱者が増加することによってその問題を解決するために地方自治体に対していろいろな省

庁が出している事業でございます。これを大ざっぱにいうと使っていっちゃると。今年度でいいますと由仁町は地域公共交通デマンドタクシー実証運行として使っています。和寒町は町営予約方式デマンド実証実験運行事業として行っています。白老町はデマンド交通とかいろいろな交通、買い物弱者とか病院とかこのほかにももっといろいろなメニューがたくさんあるわけなのですがそういうものを実際に検討したことがあるのでしょうか。ここのところばかりではなくてほかでも結構です。こういうような補助事業があるというものに対して担当課としてやられたことはないのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 多分今各課でどうされているかというご質問だと思いますけれども、総合的に申しますと町長の答弁にもございましたように補助メニューですとかそういうものの情報収集ですとか運送法の改正がありますので、そういう改正についての情報の把握はされていると思いますけれどもそれについての具体的な対策の検討には至っていないということです。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 私がこのことを取り上げましたのは白老町は財政難でいかに自分たちの町の財政を使わないで国の補助金を使って、そして元気号バスなりデマンドバスなりそういうもの運行する財源を探して使っていこうというそういう考えで質問させていただきました。例えばこれはたまたま満たしていただいたのですけれども産業経済課、社会福祉課、商工観光課いろいろなそれぞれの市町村の担当課が一所懸命知恵を絞って、今は昔と違いまして手挙げ方式というのですか、こういう事業をするから国に補助金くださいというような形で補助金を取っているのです。ですからはっきりいって先に手を挙げて一所懸命努力して補助金申請やったもの勝ちなのです。これをやらないと白老町はいつまでたっても白老町の自主財源だけでバスの運行をしたらいいか、ダイヤ改正したらいいのかどうしたらいいのか、デマンドもできないでしょうかそういうことばかり繰り返しているのではないかと私はそう思ってこれをお伺いしているのです。こういうことを例えば健康福祉課なり高齢化担当なり産業経済課なりいろいろなところで自分たちでこういうものはどうなのだといって国に補助金を取りに行く体制を持たなければ、企画課だけがこういうものをやりましょうといっても、国のほうがおもしろいな、取ってみようかと思ってくれるかどうかは別の問題だと思うのです。やっぱり現場にいる人間がこれはどうだというようなものを書いてこそ初めて採択されていくのではないかと私はそう思っているのですけれどもその辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今ご質問というかご提言といいますかお話がありました。確かに各町でやっている事業といいますか単費で行わなければならない事業あるいは国の補助、道の補助がある事業が当然あります。今いわれたとおりに向こうから下りてくるものを待っているというような姿勢ではなく、国のほうもそうですけれどもこういうメニューがあると、こういうメニューに対して私どもはこういうふうを考えているのでこの補助メニューを使わせてくれといっていかなければなかなか、当然国のほうはみずから白老町どうでしょうかなんて来ませんのでそういう

ような姿勢の中では補助事業のメニューを見つけて探して事業提案して補助金をいただくと、補助してもらおうというような形ではそういうような姿勢の中では事業を取り組んでいきたいと、今ご指摘のとおりだと思います。ただ今元気号の改正と申しますかその部分をやっていますのでなかなか現実的な他の方法を検討してということにはいきませんが、今いわれたような元気号に限らず他の事業、国の事業、道の事業についてもこういうような姿勢で事業の計画を立てていきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今副町長が答弁していただきましたけれどもやはり積極的にやっていただきたいと思っております。今ほど私が質問しましたらこの課が責任持ってこの問題を取り上げてやっていくのかこれは大事な問題ではないかと思っております。買い物難民、通院難民の多くは高齢者及び障がい者です。とすれば福祉担当また買物を考えたときには経済課担当、また町内を活性化するという地域の活性化ということを考えて地域担当職員などが連携していかなければならない。だけれども役割分担をそこで明確にして進めなければ解決はできないのではないかと思います。交通弱者対策の部署、担当を明確にした上で連携体制をつくる考えはありませんか。これは先ほども質問しましたがどこが答えて誰が主体なのだという形になってはいますけれども、これはまちづくりの一環として社会的に弱い立場にある交通弱者の問題を考えるのが今後のまちづくりの課題の1つであると国土交通省でこのようなことをホームページで書いておりました。私もそのとおりだと思います。ですからどこか1カ所きちんとしたところが中心となってこの問題を解決していくことがまちづくりをするというふうにつながっていくのではないかと思いますのですけれどもお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 組織全体にかかわる部分ですので。ただ今いわれるように交通弱者対策のための部署とかそういうふうにはなかなかないだろうというふうに思います。こういうことで交通弱者の問題を整理しましょう、あるいはこういう形の案件を整理しましょうと、そのことは数課にわたりますとか、一面だけではなくて多面に捉えたときに数課にまたがり、あるいは問題を押しえておかないとだめだという案件であれば関係する部署が集まったプロジェクトチームとかそういうような形で対応していきたいというふうに思います。

今具体的に交通弱者の問題も単に高齢だけではなくて買い物の部分もあるでしょうし、今いうように病院の関係もあるでしょうしということであれば、当然福祉バスとか元気号についても補助金の話になれば企画課のほうで担当していますし、実務的には健康福祉課ということをやっています。質問、質問によって答弁する側があっち行ったりこっち行ったりしていますけれども、その関係する部署の答弁になりますけれども、例えば交通弱者といったときにどういうところの問題点があるのだというのは担当一部署ということではなくて数課にわたることであればプロジェクトチームをつくって対応していきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは実際にはどこが総責任者なのですか。今までどおり健康福祉

課でよろしいのでしょうか。そこだけ確認させてください。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） いわゆる元気号の運行については今の体制としては健康福祉課。ただ運行するに当たって運営をどうしましょうかという補助金のことを検討しているのは企画のほうで今やっています。どこに質問していいかは案件によってはあっちが答弁したりこっちが答弁したりという状況があるのですけれども、今の状態の中では運営については健康福祉課、それから運営の大きな財源的なことにつきまして補助金の関係もあって今の時点では企画課というような対応をさせてもらっています。ただ今ご指摘の部分で元気号を取り扱うということで一元化されていないというようなご指摘も従前からいわれていますので、そこら辺についてはこちらのほうで組みかえが適当なのかどうかは従前からちょっと検討しているところなのですけれども、現時点では運営については先ほどいったとおり運営とそれから財源の関係というような形で分けているのが実態でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは次に移らせていただきます。元気号バス、デマンド交通、福祉有償とか過疎地有償とかのメリット・デメリットは最初答弁いただきました。そこでお伺いしたいのですけれども、今元気号バスは前回答弁で運転手雇用とか燃料費とか車検、修理などは町外の業者をお願いしていると。しかしながら工夫次第では町内の事業者、デマンドバスとか福祉有償とか過疎地有償などに転換することによって経済波及され好影響があると思いますが町内の関係事業者さんとそのようなことをするお考えはありますでしょうか。例えば運転者さんの雇用は町内でいかがですか。燃料費購入は白老町の事業者さんをお願いできませんか。車検・修理とかそういうものは町内の事業者さんにしてもらえませんか。そのようなことを実際に相談して白老町で来年度予算からでも少しでも白老町にお金を落としてもらおうとそのような取り組みをされるお考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 西田議員、今現在委託されている委託先に対してということによろしいですか。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 元気号の関係でございます。実際事業をやっている事業者に対しまして運転者の雇用、それと燃料費、車検等を白老町内事業者さんでできないかということでございます。運転者のほうの関係でございますが白老町の町民の方を雇用するということは事業者のほうでもいろいろ検討はされておりますがなかなか運転者の募集がないというのも聞いております。必ず登別にある営業所のほうで運転前のいろいろな点呼等そういうものを作ってこちらのほうに来るということでそういう面での問題もあるということも聞いております。また燃料費につきましても事業者のほうで一括購入した形をとって営業所のほうで給油しているということもございまして難しい部分というのは多々あると思います。ただそれはできるかできないかということになりますと町の判断ではなかなか難しい部分はございます。その中で事業者のほうにこういう形で要望という形で話をすることは問題ないと思いますので、今後いろいろ協議の中で今いわれたような内容を事業者のほうに伝えて検討していただきたいというふうに伝えたいと

思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは次の低所得者な交通弱者への財政支援についてということ、なかなか財政が大変なので現時点では低所得者への財政支援について考えておりませんというようなお返事いただいたのですけれども、先ほども申しましたけれども補助事業をしっかり獲得し町税から出すのではなくてそのような努力をした中で生活保護の方、非課税世帯の方だけでも扶助するようお考えがないかということの一つお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 低所得な交通弱者への財政支援についてでございますが、現在の元気号につきましては昨年の改正で一律100円にしたところで現在のところは考えはないという回答だったのですが、今後公共交通を考える上で検討また新たな検討に入りましたらそういうような観点の検討は当然入ってくると思います。例えばデマンドバスをやるにしても500円かかりますというような形態をとった場合にはどのような料金形態にするのかという検討はしていくと思われまので今後の課題だというふうに捉えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 元気号バスのことについてはこれで最後にしたいと思えます。障がい者タクシー利用制度のことを先ほど伺いましたけれども、この障がい者タクシー利用支援というのは距離によっては福祉有償運送のほうが安くなる、負担が少ないということがあると思えます。例えば重度心身障がい者料金の扶助は1回確かタクシーは550円で例えば福祉有償運送の場合はタクシーの約2分の1程度の料金です。具体的にいきますと社台駅あたりから役場に来た場合タクシーだと約1,700円くらいだと思います。タクシー料金扶助550円を引きますと持ち出しは約1,150円になります。福祉有償運送は1キロメートル100円ですからおおむね6キロ前後で600円から700円かかります。利用者負担が軽減されるという観点です。これでしたら持ち出しがどちらが安いのかといたらタクシーではなくて福祉有償のほうが安い。ですから使い方によってはへたすると持ち出し分がふえてしまう。反対に福祉有償を使ったほうが安くなる。また使い方によってはタクシーのほうがずっといい。いろいろな形があります。そういう観点で利用者負担が軽減され、また便利に使えるという観点から福祉有償運送事業者4社もタクシー料金扶助を使えるように検討してはいかがでしょうか。これで最後の質問とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 障がい者の助成券を福祉有償運送に使ったらどうかというご質問でよろしいですか。現在障がい者にタクシー助成券を渡していますけれどもそれは介護タクシーにも使っていると思えます。今いわれたように福祉有償運送にも使えるようにというのは検討していきたいと思えます。

考え方なのですけれども地域公共交通のいろいろな手法の中でタクシーとの比較は当然出るのですけれども、路線バスとかタクシーというのは既存の事業者としてありまのでその事業者を補完するサービスとして福祉とかとそういうものの形でやられているので2分の1とか安価にはな

っているのですが、あくまでも従前からの公共交通を担っているバスとかタクシー事業者の関係の中で考えていくことが必要だと思っております。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今回の答弁に重複するかと思いますが福祉有償のやっている事業者さんに対して重度心身障がい者の利用しているタクシー券を使えないかということだと思います。今企画課長ほうで検討していくというご答弁申し上げました。私のほうもちょっと記憶が定かではない中にご答弁差し上げるわけなのですが、タクシー料金に関しては介護タクシーを含むタクシー料金の基本料金を補助するということで定めておりますので、それが福祉有償の事業者さんへの利用も可能ということになるといろいろな法律的な制約等があるやと思います。その辺がクリアできるようなこともやはり検討事項の中に入ってくるかと思えます。検討の中で法律そういうものでクリアできるものがあるのであればということになるかと思えますので今一度この辺につきましては慎重に検討していく必要があるかと思っております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたしたいと思えます。

休 憩 午後 3時17分

再 開 午後 3時30分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは2項目めの町立病院の方向性について伺いたいします。1、病院改築の進捗状況と見通しについて伺います。2、外来・入院患者の現状と決算見込みについて伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町立病院の方向性についてのご質問であります。1項目めの病院改築の進捗状況と見通しについてであります。町立病院改築基本方針の策定に当たっては本年10月に病院医療従事者を中心とした専門部会を立ち上げ各部門の課題や医療方針、さらには新病院の施設規模、診療科目の新設などの検討に着手したところであります。

また改築事業費については財源の確保など財政健全化プランとの整合性を十分に図りながら方針をまとめる考えにあります。したがって見通しについては現段階において基本方針をお示しする状況にありませんが財政健全化プランの見直し時に一定の方向性をまとめたいと考えております。

2項目めの外来・入院患者状況と決算見込みについてであります。平成26年11月末における町立病院の患者数実績ですが外来が年延べ患者数2万54人、1日平均患者数121.5人であり前年度同月比較として年延べ患者数291人、1日平均患者数3.2人の増となっております。病院経営改善計画の平成26年度患者数目標値は1日平均患者数125人でありますので3.5人の減となっております。また入院は年延べ患者数7,686人、1日平均患者数31.5人であり前年度同月比較として年延べ患者数1,585人、1日平均患者数6.5人の増となっております。経営改善計画の

患者数目標値は1日平均患者数30人でありますので1.5人の増となっております。

次に病院事業会計における本年10月末の収支状況ですが医業収益2億9,361万円に対し医業費用3億9,356万円であり実績赤字額である医業損失額は9,995万円となりましたが前年度同月比較では5,730万円の収支改善が図られている状況にあります。なお現時点において外来患者数は経営改善計画の患者数目標値と比較し微減となっておりますが冬季間における外来患者数が昨年度並みに推移し、医業収益の増収が見込まれる場合は不良債務解消分としての追加繰入金を増額補正することなく経営改善計画に掲げる収支計画目標値を達成できるものと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 町立病院の問題なのですけれども昨日同僚議員が質問しましてほとんど私の質問と重なっております。そこで1点だけお伺いしてみたいと思います。今ほど答弁いただきましたように町立病院改築案を財政健全化プラン見直しの平成28年度に提出するというようなお考えだということをお伺いしまして、10月に立ち上げた病院部会でしっかりと検討され2020年度の象徴空間国立アイヌ民族博物館の開館時に合わせ改築されるものと考えてよろしいのでしょうか、その方向性に向かっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。この問題につきましては一所懸命努力されていると思いますけれども一つの方向性というのですか、やはりこのところを目指しているというようなものがあるのかなのかその1点をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） ただいまの方向性という部分では病院を存続するという政治判断、政策判断と申しましょうか方向性は出されました。その上で町長がさきの議会でもはっきりとこの点については次は改築の方向性に向かっていくのだと。そのために早い時期に検討に入るとこういうふうにご答弁申し上げますので方向性についてはその方向で今検討に入っているということでございます。その年度については町長もいつとは申し上げていません。それは我々担当部署と病院もそうなのですがまずは財源の確保をしなければならない。現在健全化プランの中には改築の費用というのは盛り込んでいませんので、それでまず28年度の見直しのときにその財源をどうやって組み込んでいくか、何を優先に事業もしていかなければならないかそういうことも全てトータルで検討していかなければならないという部分がありますから、現状では32年になるのか、健全化プランがもっといい状況で改善されればそれが前倒しになるのかその辺からいってもいつということは今はいえないということなのです。まずは28年の大きな見直しのときにある程度の方向性を見出したいということがただ今の状況であるにご答弁申し上げますということでございます。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、7番、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。これをもって一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。12月会議は明日10時から引き続き再開いたしますので、

各議員におかれましては出席方よろしく願いをいたします。
本日はこれをもって散会いたします。

(午後 3 時 3 7 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 吉 田 和 子